

第 5 次神崎町障害者基本計画

第 7 期神崎町障害福祉計画

第 3 期障害児福祉計画

【案】

令和 6 年 2 月時点

千葉県 神崎町



# ～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画における「障害者」「障害児」の定義 .....	4
5 計画の策定体制 .....	4
第2章 障害者等の状況と取り巻く環境 .....	5
1 総人口・世帯の状況 .....	5
2 障害者手帳所持者の状況 .....	6
3 自立支援医療受給者の状況 .....	10
4 障害児の状況 .....	11
5 障害支援区分認定者の状況 .....	12
6 アンケート調査からみる課題やニーズ .....	13
第3章 障害者基本計画 .....	25
1 基本理念 .....	25
2 基本目標 .....	25
3 施策の基本方針 .....	26
4 施策体系 .....	27
5 施策の展開 .....	28
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画 .....	42
1 取組の体系 .....	42
2 成果目標と活動指標 .....	43
3 障害福祉サービス等の量の見込みと確保方策 .....	52
4 障害児通所支援等の量の見込みと確保方策 .....	58
5 地域生活支援事業の整備目標 .....	60
6 推進体制 .....	68
資料編 .....	69
1 用語集 .....	69
2 神崎町地域自立支援協議会設置要綱 .....	71

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の障害者施策は、障害者及び障害児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、障害者福祉に関連する法律等の改正・整備を進めています。また、令和5年3月には「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、以後5年間における障害者福祉のあり方が示されており、これまで以上に障害のある人の社会参加を促すための施策の充実が求められています。

神崎町では、令和3年3月に「第4次神崎町障害者基本計画・第6期神崎町障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「前期計画」という。）の策定を行い、障害のある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくりなど、様々な分野における施策を総合的・計画的に進めるとともに、障害福祉サービス等の推進に努めてきました。

この度、前期計画が計画期間を終了することを受け、新たな制度や社会の動向、障害のある人のニーズ等を踏まえながら、本町の障害者福祉施策の更なる推進を図るとともに、実効性のある障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、令和6年度からの新たな「第5次神崎町障害者基本計画・第7期神崎町障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めたものです。

「障害者基本計画」は、国・千葉県・神崎町の関連計画等と整合を図りつつ、障害者福祉の観点からその具体化を図る個別計画の1つとして位置づけられ、障害者福祉施策を推進するための基本理念や基本的な方向を定めることにより、今後の施策推進の指針となるものです。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、「障害者基本計画」の基本的な方針に基づき、障害福祉サービス、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示します。

なお、「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができる」とされているため、本町では、「障害福祉計画」に「障害児福祉計画」を包含して策定しています。

#### 町が策定する障害のある人のための各計画の性格

##### 障害者基本計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- （多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

##### 障害福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

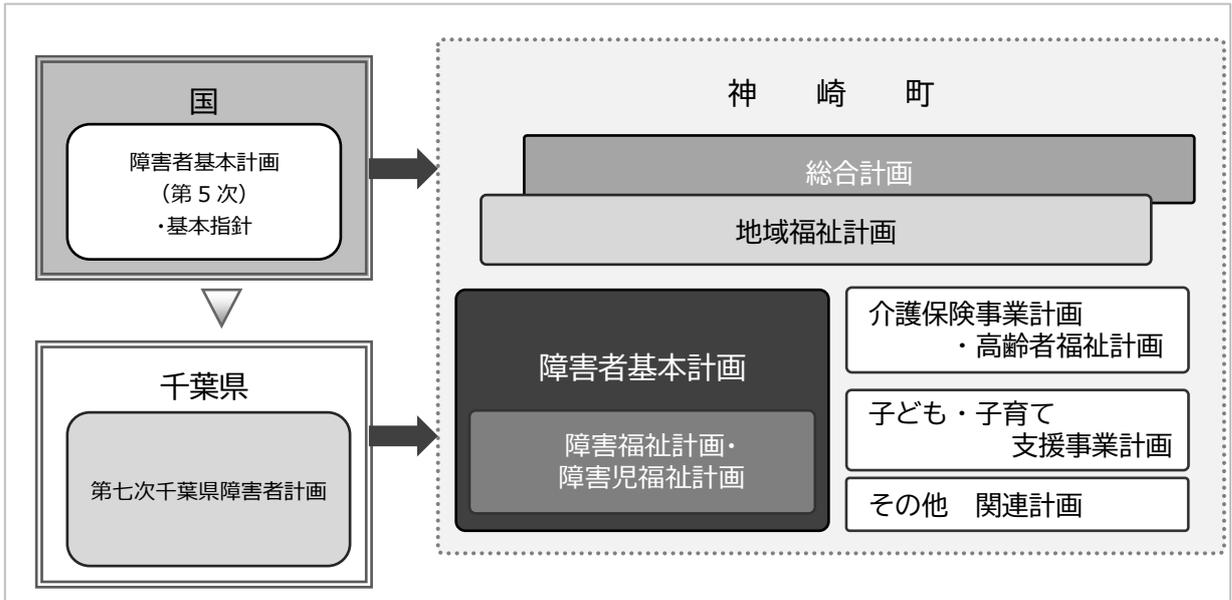
##### 障害児福祉計画

- 児童福祉法（第33条の20）に基づく、障害児福祉サービス等の提供体制の確保に関する実施計画
- 各年度における指定通所支援・指定障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策等定める計画

## (2) 各種計画等との関係

本計画は、障害者基本法等により定められた国及び千葉県が策定した関連計画や、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)を踏まえるとともに、町の最上位計画となる「神崎町第5次総合計画」や福祉分野の上位計画として位置づけられる「地域福祉計画」、その他の関連計画と整合・調和を図りつつ策定するものです。

各種計画等との関係



## 3 計画の期間

本計画の期間は、基本指針の見直しの間隔を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟な対応をするため、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

計画	年度									
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
障害者基本計画		第4次		第5次		見直し				
障害福祉計画		第6期		第7期		次期計画				
障害児福祉計画		第2期		第3期		次期計画				

## 4 計画における「障害者」「障害児」の定義

本計画における「障害者」「障害児」の定義は、以下に示すとおりです。

### ◆ 本計画における「障害者」「障害児」の定義 ◆

○『障害者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。

○『障害児』とは、児童福祉法第4条第2号に規定する「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいいます。

[補説]『社会的障壁』とは、障害者基本法第2条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。

## 5 計画の策定体制

### (1) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障害のある人のニーズや生活状況等を把握するため、町内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の所持者及び特別児童扶養手当受給者を対象としたアンケート調査を実施しました。

### (2) 神崎町地域自立支援協議会での検討

各方面からの幅広い意見を反映させるために、障害者関係団体の代表をはじめ、保健・福祉・医療など学識経験者、住民の代表者及び一般公募委員で組織する「神崎町地域自立支援協議会」を設置して計画の内容について協議を行い、それらの意見を反映し、計画の策定を行いました。

### (3) 事務局によるとりまとめ

神崎町保健福祉課が事務局となり、本計画の策定に向け、アンケート調査の実施や現行計画の振り返り、各種統計資料の整理・分析、計画素案の作成など、計画策定全般に係る事務を行いました。

## 第2章 障害者等の状況と取り巻く環境

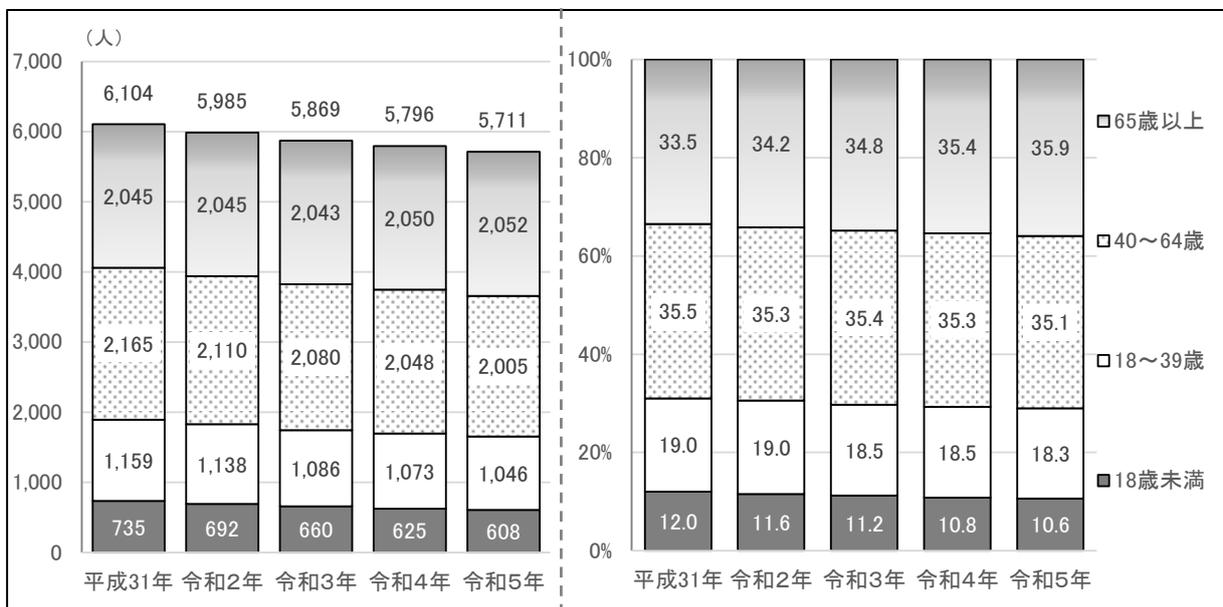
### 1 総人口・世帯の状況

本町の令和5年4月1日現在の総人口は5,711人で、一貫して減少して推移しており、平成31年と比べ393人減少しています。また、年齢区分別の人口構成比をみると、65歳以上の高齢者人口の割合は35.9%に増加しており、高齢化が進行しています。

世帯数については令和2年以降横ばいで推移しており、令和5年4月1日現在で2,485世帯となっています。1世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成31年の2.49人から令和5年には2.30人となるなど、核家族化や独居世帯が増加している状況がうかがえます。

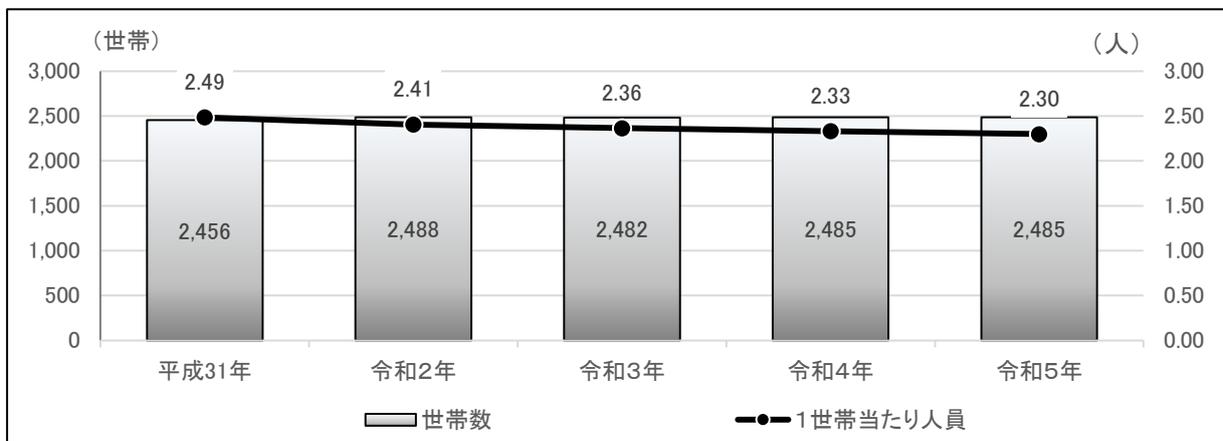
#### ■総人口の推移

#### ■人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

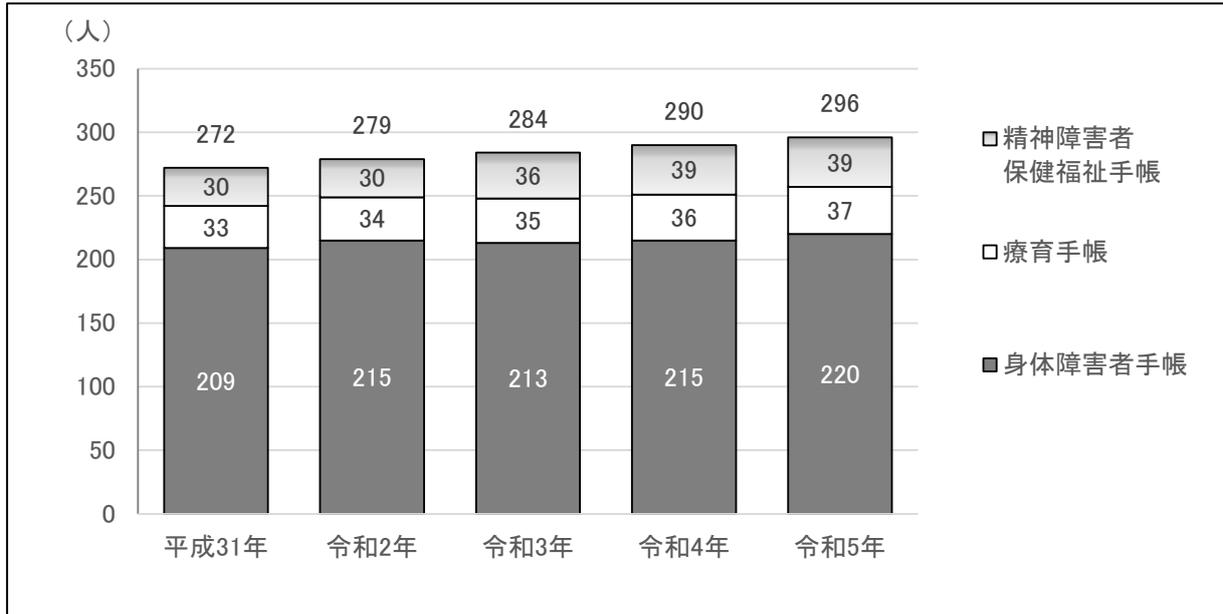
## 2 障害者手帳所持者の状況

### (1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成31年は3種合計で272人でしたが、令和5年は296人に増加しています。

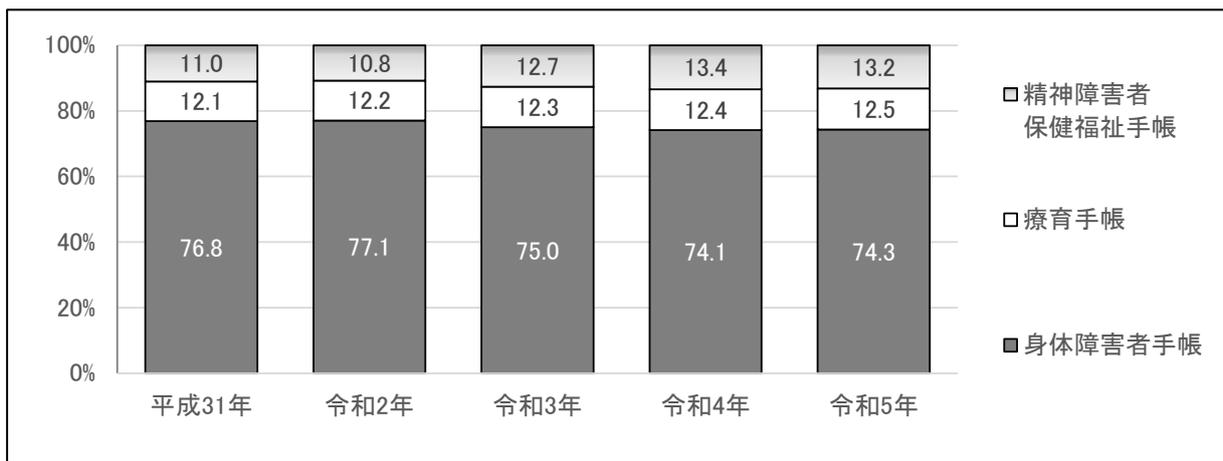
また、障害者手帳所持者割合の推移をみると、令和5年は身体障害者手帳が74.3%と多くを占めているものの、その割合は徐々に減少しており、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増加しています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

#### ■障害者手帳所持者割合の推移



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

障害者手帳所持者数の推移を年齢階層別にみると、身体障害者手帳所持者は、40歳以上の区分が増加傾向で推移しています。

療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者については、すべての年齢階層区分で横ばいから微増で推移しています。

### ■障害者手帳所持者数（年齢階層別）の推移

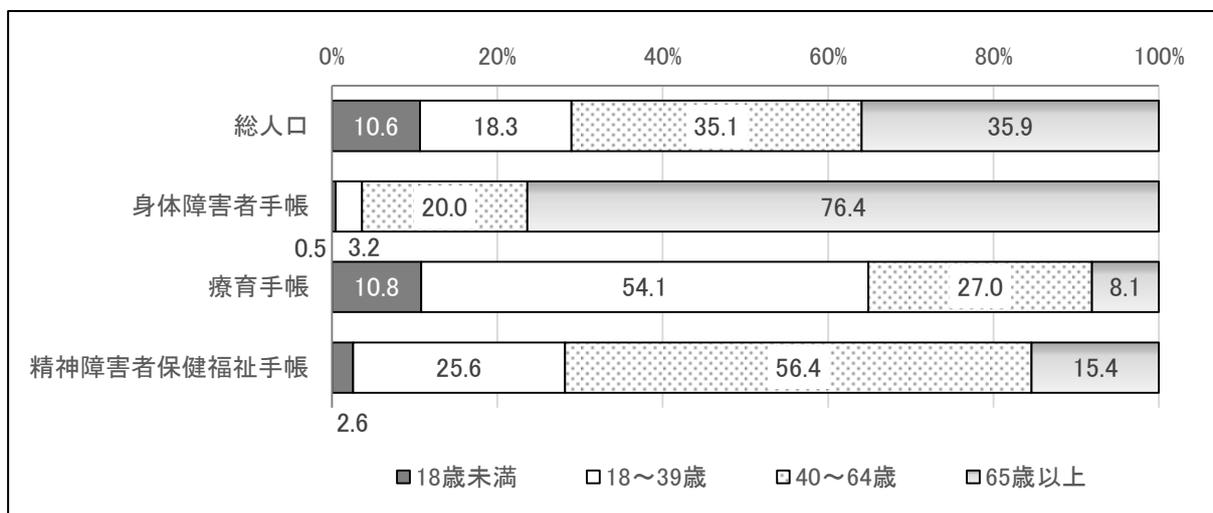
単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
<b>身体障害者手帳所持者</b>					
18歳未満	0	1	1	1	1
18～39歳	8	7	6	7	7
40～64歳	40	39	44	45	44
65歳以上	161	168	162	162	168
計	209	215	213	215	220
<b>療育手帳所持者</b>					
18歳未満	4	4	2	3	4
18～39歳	18	19	20	20	20
40～64歳	8	8	10	10	10
65歳以上	3	3	3	3	3
計	33	34	35	36	37
<b>精神障害者保健福祉手帳所持者</b>					
18歳未満	0	0	0	1	1
18～39歳	7	7	10	10	10
40～64歳	18	19	22	23	22
65歳以上	5	4	4	5	6
計	30	30	36	39	39

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

また、令和5年の年齢階層別の割合をみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、65歳未満の割合が80%以上となっているのに対し、身体障害者手帳は、65歳以上の割合が76.4%と、高齢化が際立って進んでいることを示しています。

### ■総人口と障害者手帳所持者の年齢階層別割合（令和5年）



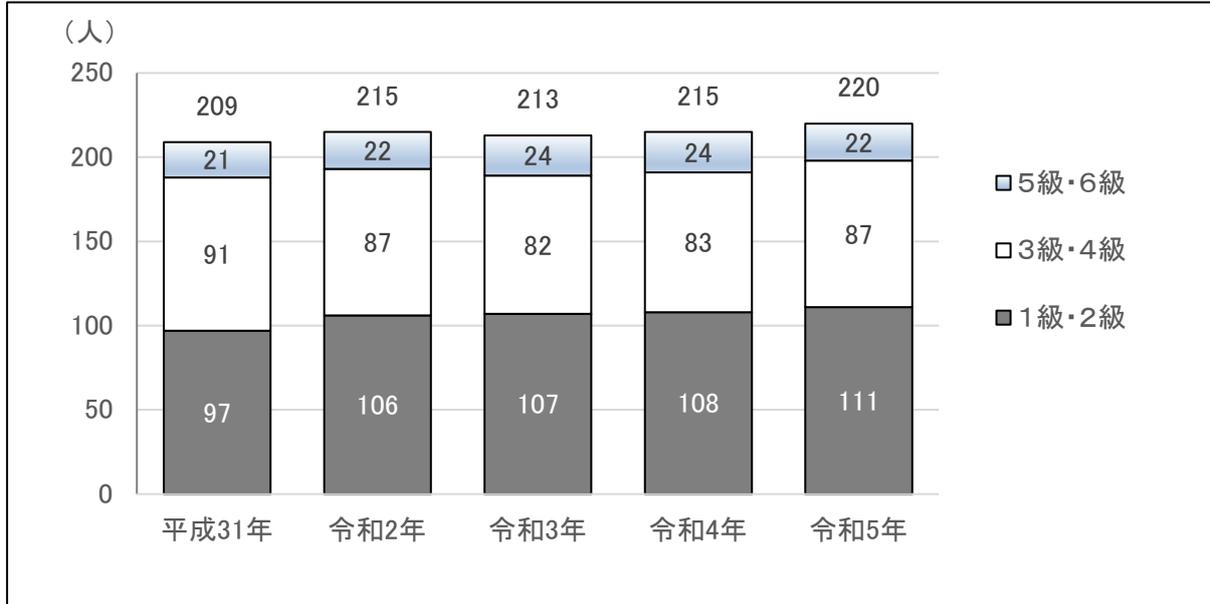
資料：住民基本台帳、保健福祉課（4月1日現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数を等級別※にみると、ここ5年間は“重度”となる「1級・2級」の増加がみられ、その割合も約半数を占めて多くなっています。

※等級：身体障害の程度を表す区分。1級に近いほど障害の程度が重いことを示す。

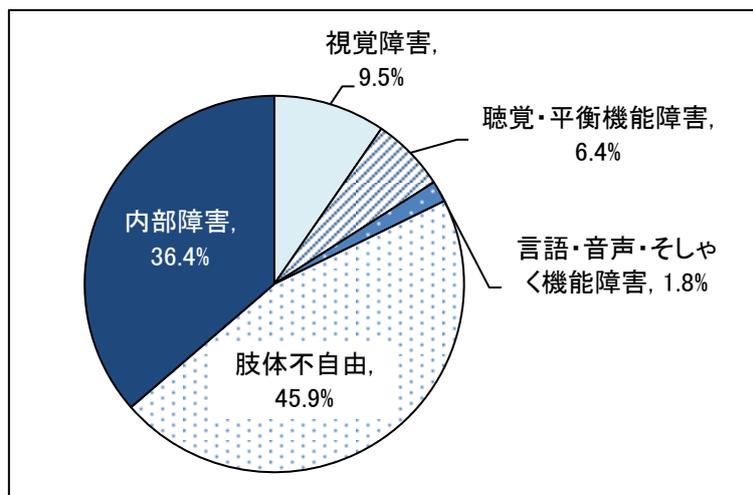
### ■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

また、令和5年の身体障害者手帳所持者の部位別割合については、肢体不自由が45.9%で最も多く、続いて、内部障害の36.4%、視覚障害の9.5%、聴覚・平衡機能障害の6.4%、言語・音声・そしゃく機能障害の1.8%の順になっています。

### ■身体障害者手帳所持者数（部位別）の割合（令和5年）



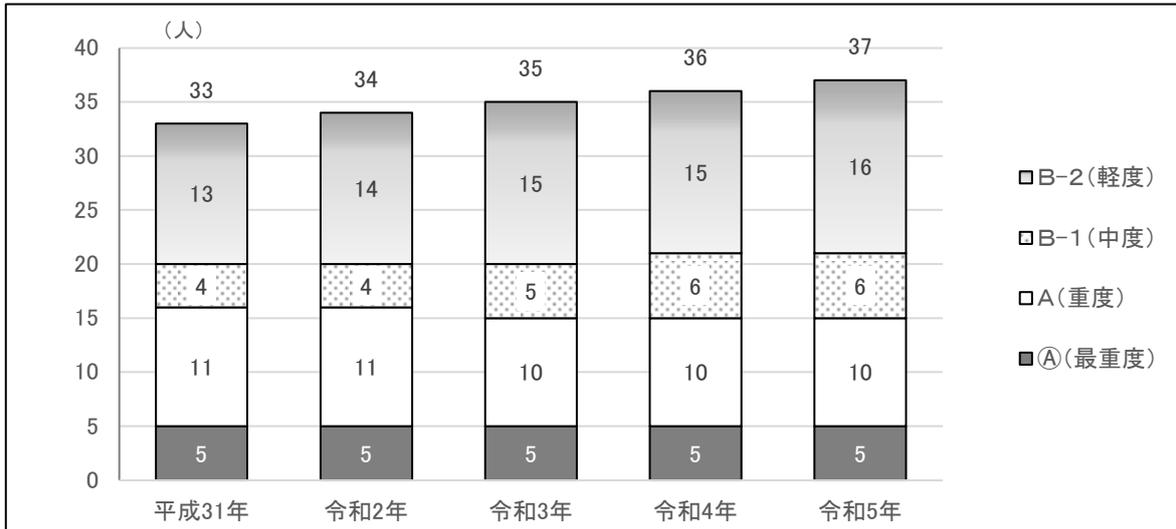
資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

### (3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数を障害程度別※にみると、「B-1」と「B-2」といった中・軽度の所持者で増加がみられます。

※障害程度：知的障害の程度を表す区分。千葉県では「㊤」が最重度、「A」が重度、「B-1」が中度、「B-2」軽度と区分される。

#### ■療育手帳所持者数（障害程度別）の推移



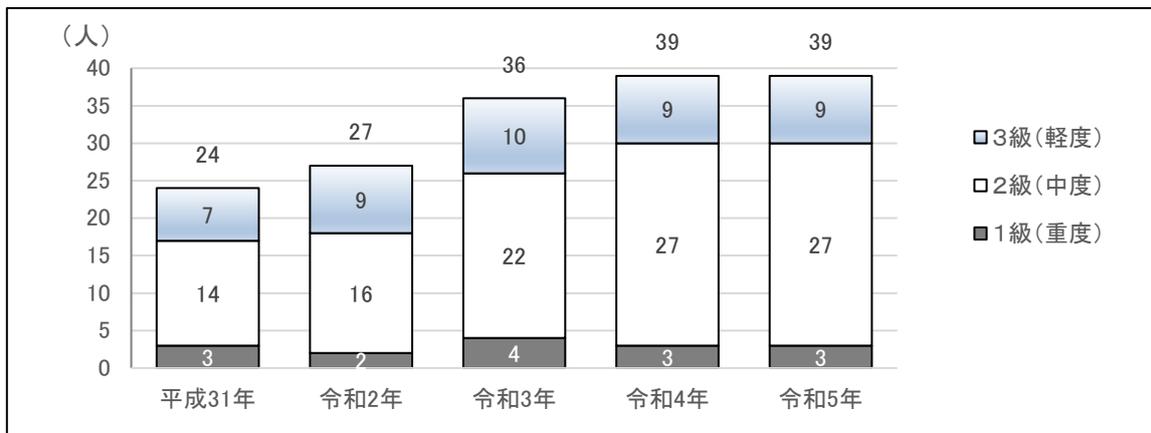
資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別※にみると、「2級」が大きく増加して全体の約7割を占めて多くなっています。

※等級：精神障害の状態を判定するもの。1級に近いほど重度であることを示す。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

### 3 自立支援医療受給者の状況

本町の自立支援医療受給者数については、以下のとおりです。

育成医療は令和5年時点で0人、また、更生医療は減少傾向で推移しています。

一方、精神通院医療については、この5年間で24人増加して令和5年は60人となるなど、精神障害者保健福祉手帳所持者を上回る水準で推移しています。

#### ■自立支援医療受給者数の推移

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
育成医療	0	0	2	0	0
更生医療	6	5	5	4	4
精神通院医療	36	45	57	61	60
合計	42	50	64	65	64

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

※自立支援医療（育成医療）は、18歳未満の身体上の障害を有する児童が指定医療機関において受けた医療（治癒が確実に見込まれるもの）に要する医療費を支給する制度

※自立支援医療（更生医療）は、18歳以上の身体障害者（人工透析等の継続的な治療をされる人を除く。）で一定の所得未満の方に対し、職業能力や生活能力の回復増進を図るため、現在の障害の程度を除去又は軽減されると期待できる場合に、指定医療機関で行う医療費の一部を助成する制度

※自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患（てんかんを含む。）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の人に、通院のための医療費の自己負担を軽減する制度

## 4 障害児の状況

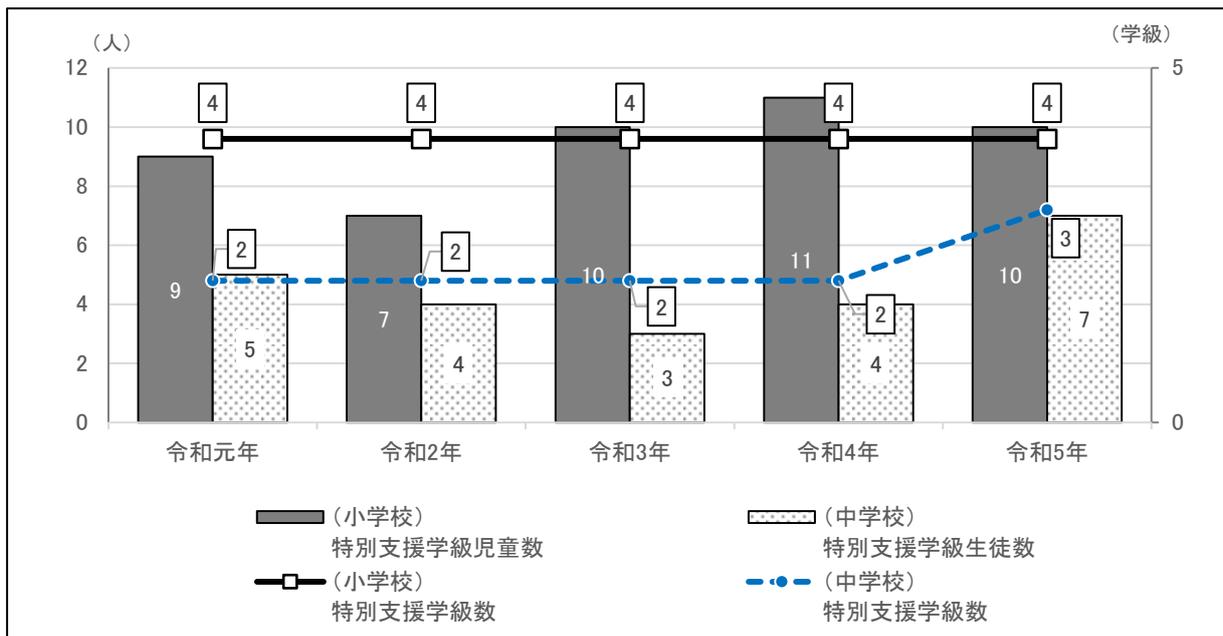
### (1) 就学児

令和5年5月1日現在、町立の小・中学校に設置されている特別支援学級は、7学級（小学校4、中学校3）です。

小学校の特別支援学級児童数は10人前後で推移しており、中学校の特別支援学級生徒数はここ令和5年に3人増加して7人となっています。

このほか、香取特別支援学校（高等部）に3人の生徒が在籍しています。

#### ■特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移

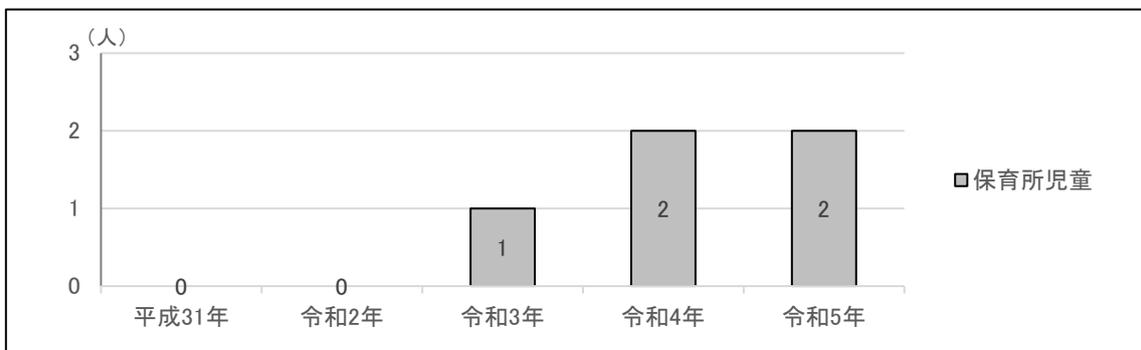


資料：神崎町教育委員会（各年5月1日現在）

### (2) 未就学児

令和5年4月1日現在、保育所に通う障害のある児童数は2人となっています。

#### ■保育所に通う未就学児童の推移



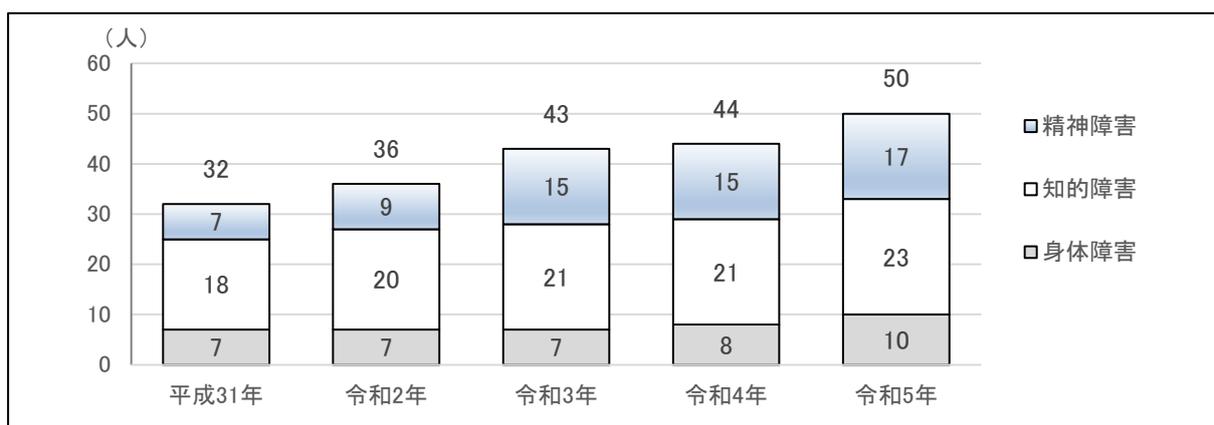
資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

## 5 障害支援区分認定者の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要になる場合があります。「障害支援区分」は必要とされる支援の度合いを総合的に示すもので、数字が大きくなるほど多くの支援を要することを示しています。

障害支援区分の認定者数は年々増加しており、令和5年は、知的障害が23人で最も多く、次いで精神障害の17人となっています。障害者手帳所持者の障害の種別の割合を踏まえると、身体障害の認定取得率の低さが際立つ形となっています。

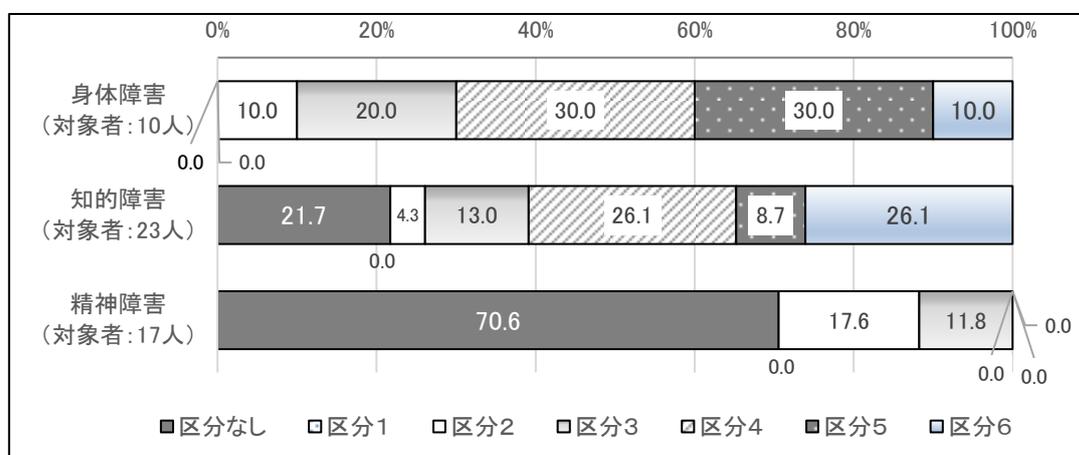
### ■障害支援区分認定者の推移



注) 複数の障害がある場合には、主たる障害で計上 資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

一方、令和5年の障害福祉サービス等の支給決定状況を障害の種別に比較すると、身体障害や知的障害では、障害支援区分は比較的高い（区分5や区分6）サービスを利用している状況がうかがえます。また、精神障害では、区分なしが70.6%で半数以上を占めているなど、障害支援区分を必要としない、あるいは比較的支援区分が低いサービスを利用する傾向がみられます。

### ■障害の種別・障害福祉サービスの支給決定状況（令和5年）



注) 複数の障害がある場合には、主たる障害で計上 資料：保健福祉課（各年4月1日現在）  
「区分なし」には、区分が必要ではないサービスを利用している人を計上

## 6 アンケート調査からみる課題やニーズ

### (1) 調査の実施概要

町民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、暮らしの状況や福祉サービスの利用、将来の希望等についてのアンケート調査を実施しました。

#### 調査方法及び配付・回収結果

項目	内容
調査対象・抽出法	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の所持者及び特別児童扶養手当受給者の中から無作為で抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査時期	令和5年7月
調査地域	神崎町全域
配付・回収結果	配付数:285      有効回収数:136      回収率:47.7%

#### 【調査結果のグラフ・表の表記について】

- ①比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%にならない場合もあります。
- ②基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
- ③複数回答の項目(質問の終わりに【複数回答】とある問)については、一人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ④クロス集計表の表側(分類層)の実数(人数)は、無回答を除いた数を表記しているため、各層の実数と集計対象総数が一致しないことがあります。なお、障害の種類については、重複を含む数を表記しているため、実数(人数)の合計と集計対象総数が一致しないことがあります。
- ⑤クロス集計表については、各区分で高い比率第1位のを網かけしています(無回答を除く)。
- ⑥図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。
- ⑦「前回調査」となっている部分は、前期計画策定時の調査結果(令和2年10月)と比較しているものです。

## (2) 主な調査結果

調査結果については「神崎町 障害のある方の福祉に関するアンケート調査結果報告書」にてとりまとめており、以下に主なアンケート調査結果を示します。

### ① 回答者の障害の種類と年齢区分

所持している手帳や受給者証等についての回答から、障害の種類を区分すると「身体障害」が70.1%、「知的障害」が8.0%、「精神障害」が19.0%、「無回答等」が2.9%となっています。

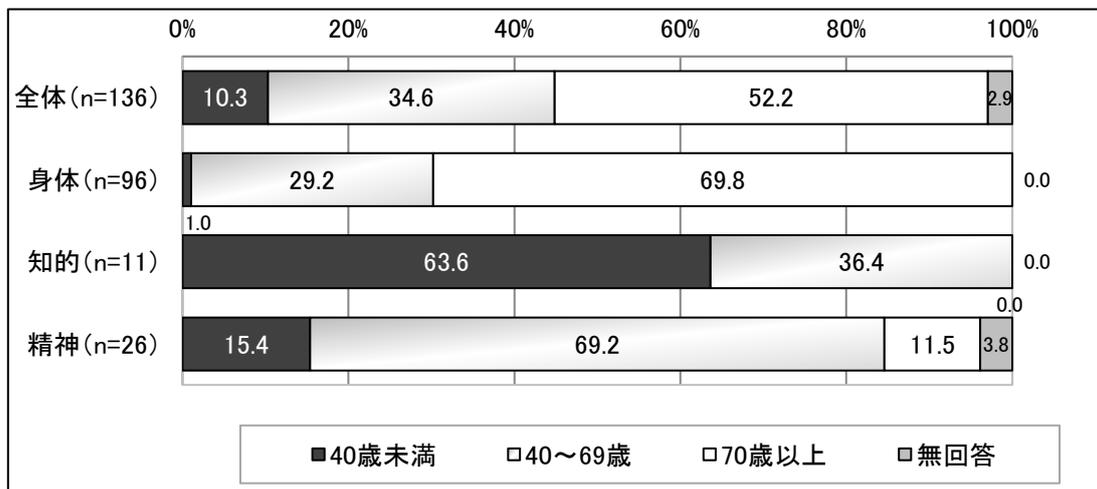
障害の種類区分

区分	n	%
身体障害	96	70.1
知的障害	11	8.0
精神障害	26	19.0
無回答等	4	2.9

注)「無回答等」は、当該設問に無回答の人、あるいは「身体障害」「知的障害」「精神障害」に区分できない人。なお、手帳等は複数の種類を所持している人がおり、重複してカウントしているため、回答者数の合計とは一致しない。

対象者の年齢区分は、「40歳未満」が10.3%、「40～69歳」が34.6%、「70歳以上」が52.2%となっています。

年齢（全体・障害の種類別）

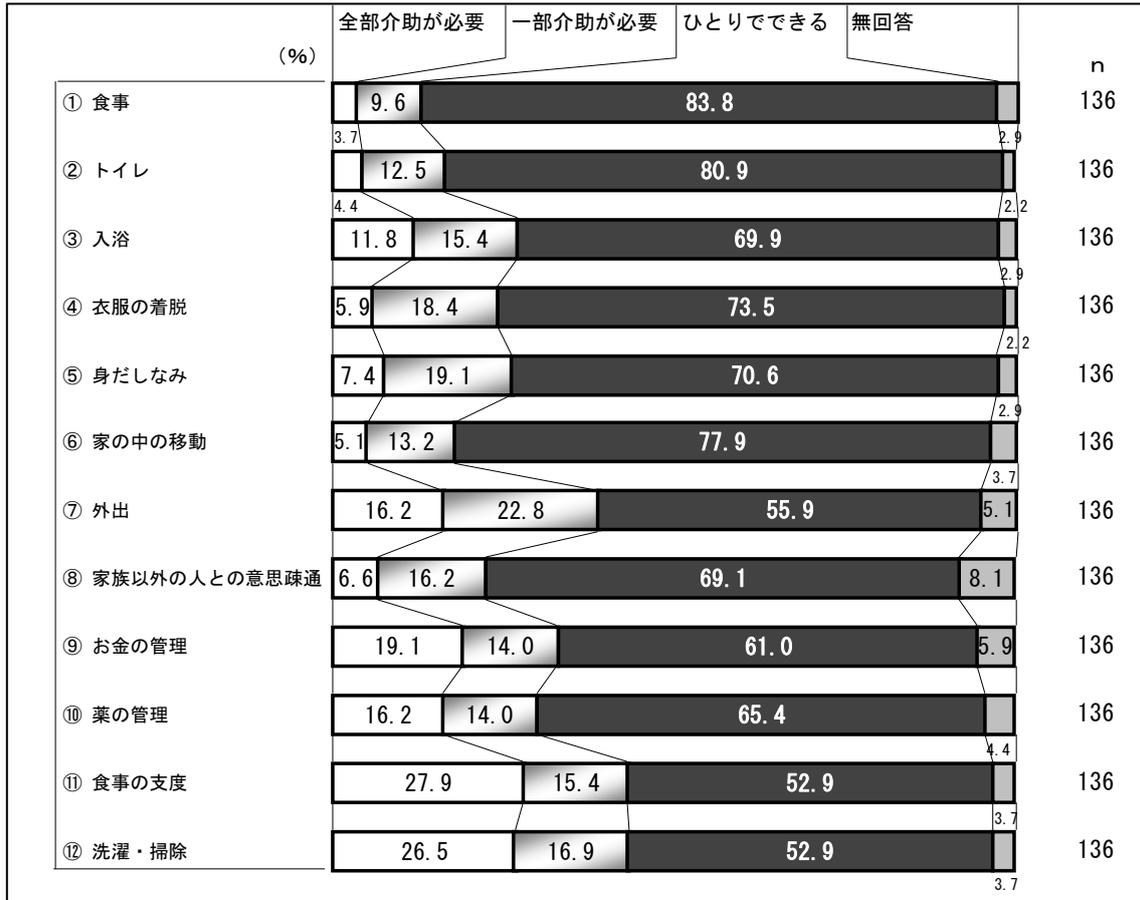


## ② 日常生活に必要な支援

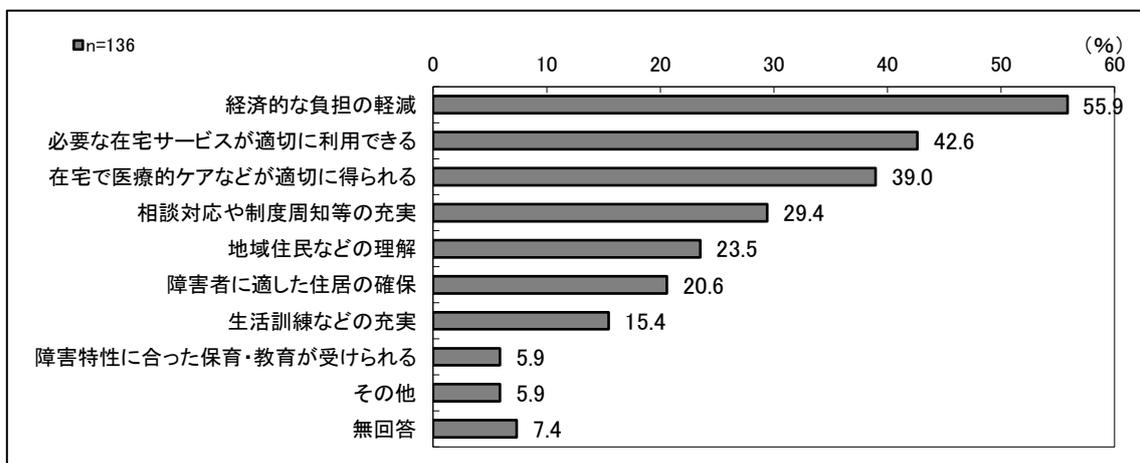
日常生活での必要な支援について、“介助が必要”（「全部必要」と「一部必要」の合計）をみると、他の項目に比べて「⑪食事の支度」「⑫洗濯・掃除」が40%台で多く、「⑦外出」についても約40%で多くなっています。

また、地域で生活するためにあるとよいと思う支援としては、「経済的な負担の軽減」が50%台半ばで最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できる」「在宅で医療的ケアなどが適切に得られる」など、在宅での支援を求める回答が続いています。

日常生活について（全体）



地域で生活するためにあるとよいと思う支援（全体／複数回答）

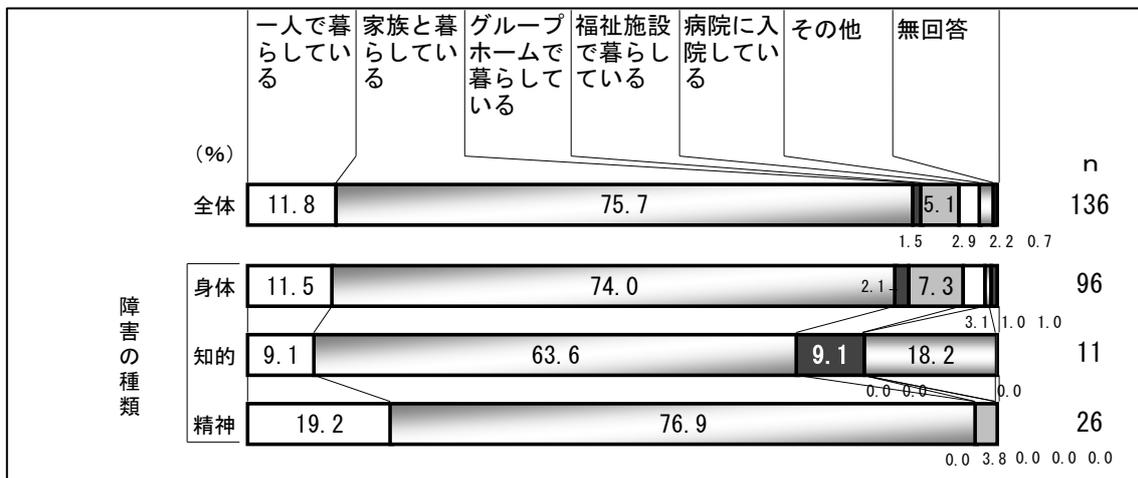


### ③ 将来の暮らしの希望

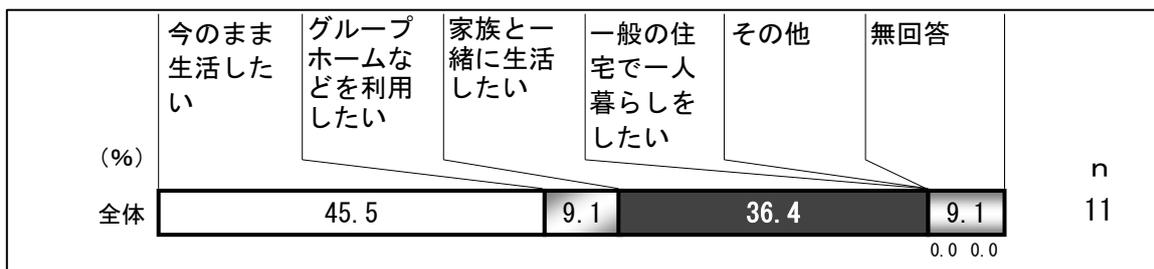
現在の暮らしの状況については、「家族と暮らしている」が最も多く、次いで「一人で暮らしている」となっています。障害の種類別でも、すべての障害で「家族と暮らしている」が最も多くなっていますが、知的障害では「グループホームで暮らしている」が9.1%、また、精神障害では「一人で暮らしている」が19.2%と、他の障害に比べて多くなっています。

また、「福祉施設で暮らしている」及び「病院に入院している」と回答した人に、将来自宅やグループホーム等で暮らしたいか尋ねたところ、「今のまま生活したい」が45.5%と、現在施設に入所している人等の半数程度は継続して福祉施設等のサービスを利用していきたいという意向であることがわかります。一方、「家族と一緒に生活したい」という回答も36.4%となっており、地域への移行ニーズが一定程度あることがわかります。

現在の暮らし方（全体・障害の種類別）



将来自宅やグループホームで暮らしたいか（福祉施設に入所している人等全体）

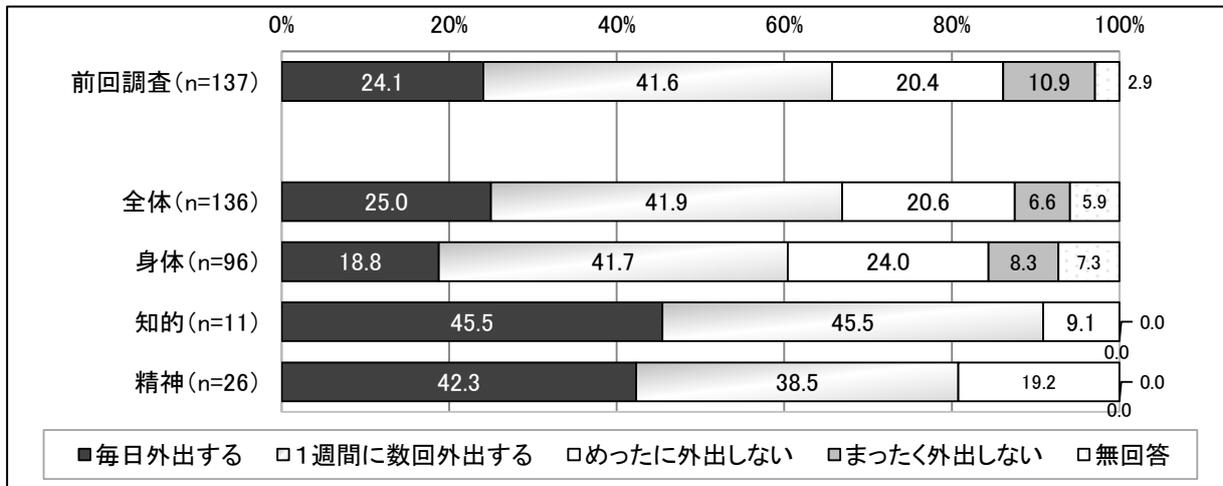


#### ④ 外出環境

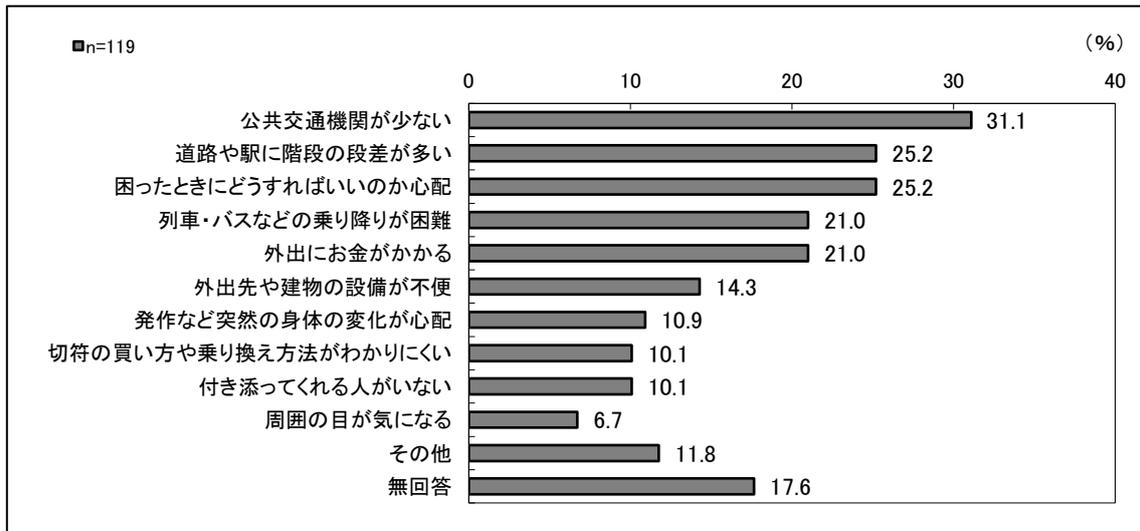
外出頻度については、全体では前回調査と比べても大きな変化はなく、「1週間に数回外出する」が41.9%で最も多くなっていますが、障害の種類別で見ると、知的障害では「毎日外出する」が45.5%で「1週間に数回外出する」と並んで多く、精神障害でも「毎日外出する」が42.3%で最も多くなっています。

また、外出するときに困ることについては、「公共交通機関が少ない」が最も多く、続いて「道路や駅に階段の段差が多い」「困ったときにどうすればいいのか心配」などの順となっています。

外出の頻度（全体・障害の種類別／前回調査との比較）



外出するときに困ること（全体／複数回答）

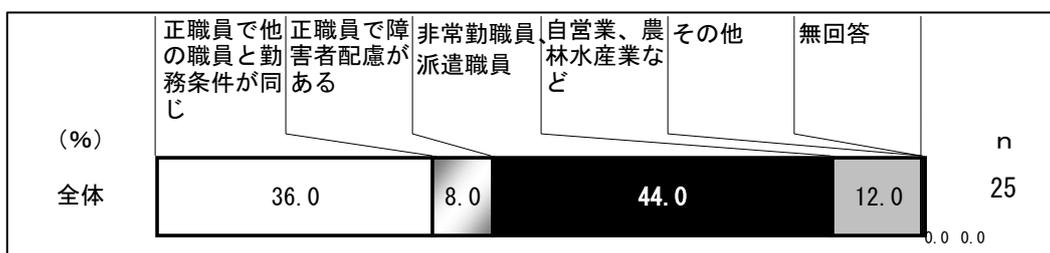


## ⑤ 就労支援

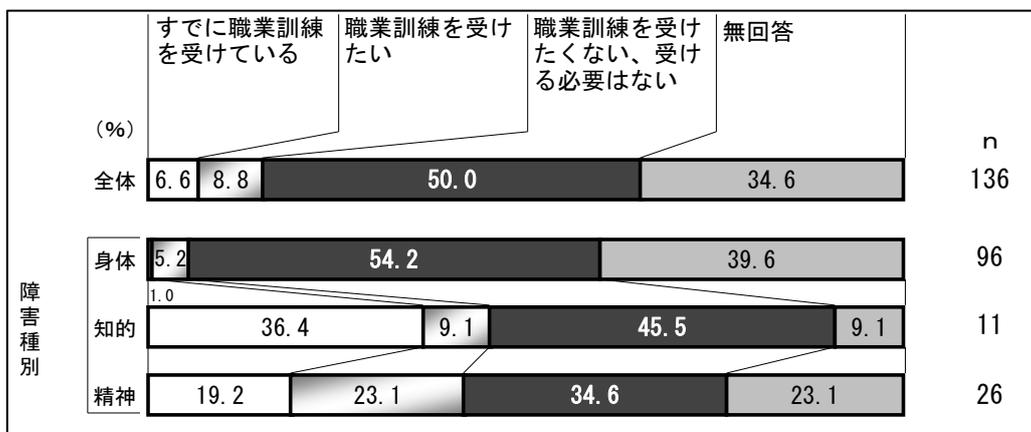
平日の日中の過ごし方として「収入を得る仕事をしている」人は、全体の18%程度(25人)となっていますが、その勤務形態を尋ねたところ、「非常勤職員、派遣職員」が44.0%で最も多く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件が同じ」の36.0%となっており、正社員で障害者への配慮がある環境で働いている人は8.0%となっています。

また、収入を得られる仕事に就くために、職業訓練などを受けたいかについては、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が多くなっているものの、比較的年齢層の若い知的障害では「すでに職業訓練を受けている」が36.4%と多くなっているほか、精神障害では「職業訓練を受けたい」が23.1%と、他の障害に比べて多くなっています。

勤務形態（全体）



仕事に就くために職業訓練などを受けたいか（全体・障害の種類別）



なお、就労支援として必要なこととしては、「職場の上司や同僚の障害への理解」が最も多くなっていますが、これを障害の種類別で見ると、身体障害では「通勤手段の確保」が、知的障害では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が「職場の上司や同僚の障害への理解」と並んで最も多くなっているなど、通勤手段や雇用環境への配慮を求める回答も多くなっています。

就労は、収入を得る手段であると同時に、社会参加を実現する場の1つであることから、あらゆる人が自身の状況に合わせた多様な働き方ができるように、職場における障害への理解を深めていく取組と合わせて、企業等における障害の種類に応じた合理的配慮の実践が求められます。

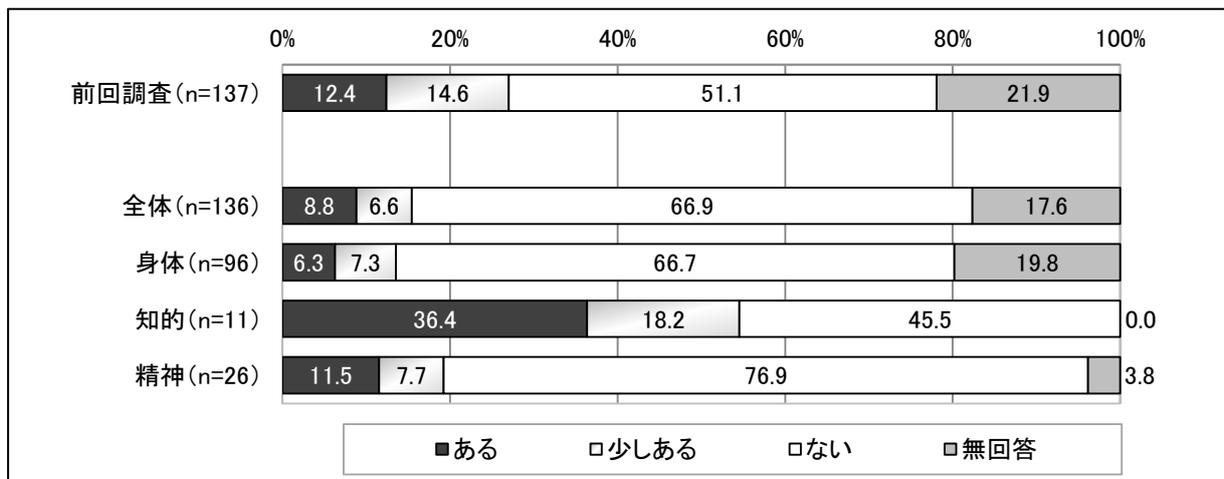
障害者の就労支援として必要なこと（全体・障害の種類別／複数回答）

	合計	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	職場組織全体の障害者理解	職場の上司や同僚の障害への理解	職場で介助や援助などが受けられる	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携		
全体	136 100.0%	49 36.0%	27 19.9%	47 34.6%	25 18.4%	52 38.2%	49 36.0%	28 20.6%	28 20.6%		
障害種別	身体	96 100.0%	31 32.3%	21 21.9%	28 29.2%	16 16.7%	31 32.3%	28 29.2%	21 21.9%	14 14.6%	
	知的	11 100.0%	7 63.6%	3 27.3%	8 72.7%	4 36.4%	8 72.7%	7 63.6%	7 63.6%	5 45.5%	
	精神	26 100.0%	10 38.5%	3 11.5%	10 38.5%	6 23.1%	12 46.2%	12 46.2%	3 11.5%	7 26.9%	
	合計	企業ニーズに合った就労訓練	職場外での相談対応、支援	親や兄弟がいる地元で働ける・通える	その他	無回答					
全体	136 100.0%	16 11.8%	28 20.6%	21 15.4%	5 3.7%	53 39.0%					
障害種別	身体	96 100.0%	10 10.4%	14 14.6%	11 11.5%	3 3.1%	47 49.0%				
	知的	11 100.0%	2 18.2%	3 27.3%	5 45.5%	0 0.0%	0 0.0%				
	精神	26 100.0%	3 11.5%	9 34.6%	5 19.2%	2 7.7%	3 11.5%				

⑥ 障害への理解の促進・権利擁護

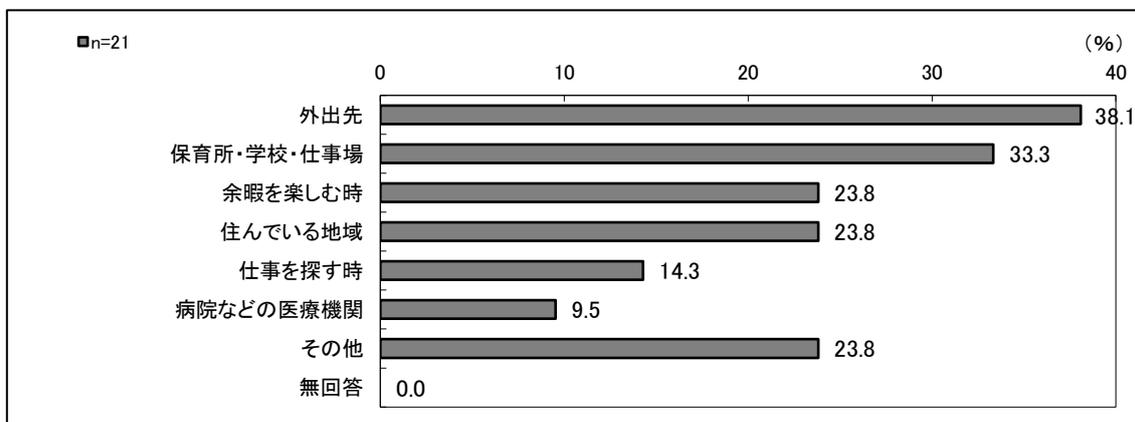
障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、“ある(「ある」と「少しある」を合わせた割合)”は15.4%となっており、前回調査に比べると徐々に障害に対する理解が浸透していている状況がうかがえます。一方、障害の種類別にみると、知的障害では、差別や嫌な思いをする(した)ことが“ある”の割合が半数を超えて多くなっています。

差別を受けたり嫌な思いをしたこと（全体・障害の種類別／前回調査との比較）



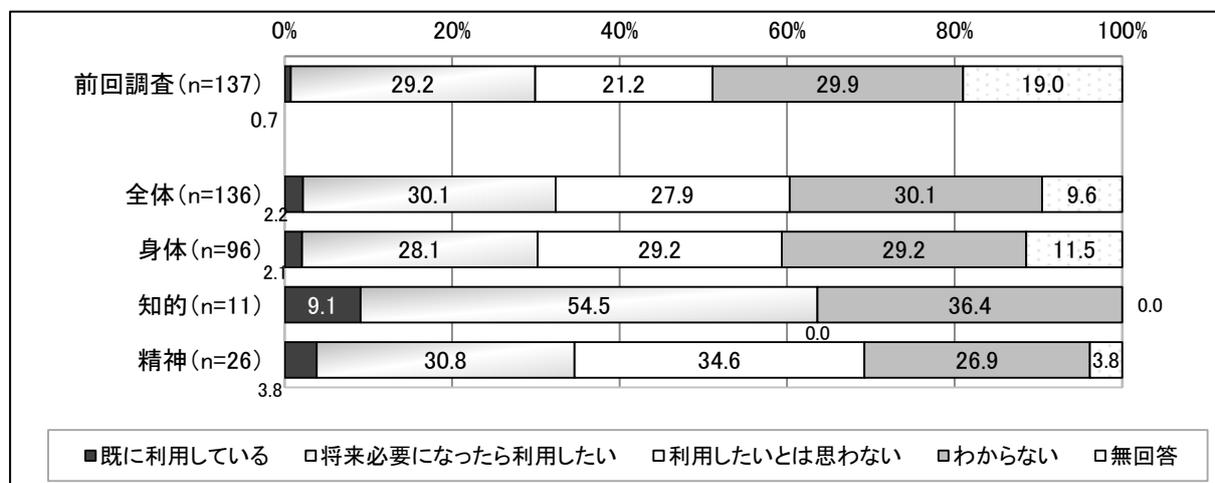
また、差別や嫌な思いをする（した）ことが“ある”と回答した人の差別を受けたり嫌な思いをした場所については、「外出先」や「保育所・学校・仕事場」が多くなっており、広く町民を対象に障害に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人とない人が交流する機会の創出などにより、お互いの理解を深めていくことが重要です。

差別を受けたり嫌な思いをした場所（全体／複数回答）



なお、成年後見制度の利用意向については、前回調査と比べても大きな変化はみられませんが、今回の調査では「わからない」と「将来必要になったら利用したい」が30.1%となっており、比較的多くの方が利用する意向を示しています。

成年後見制度の利用意向（全体・障害の種類別／前回調査との比較）

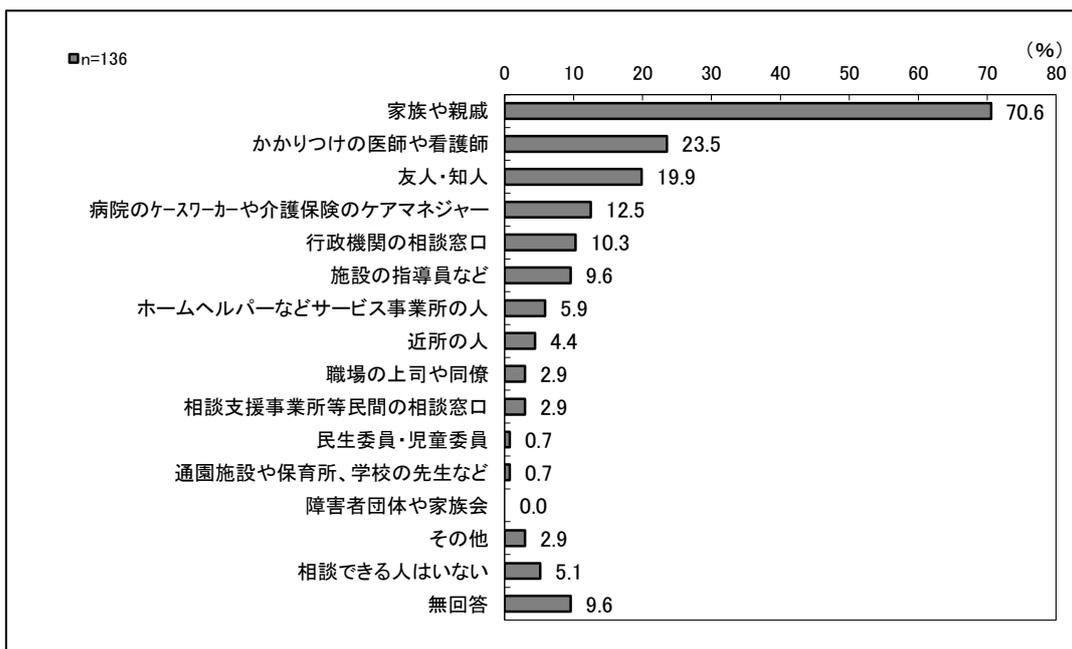


## ⑦ 相談支援・情報入手

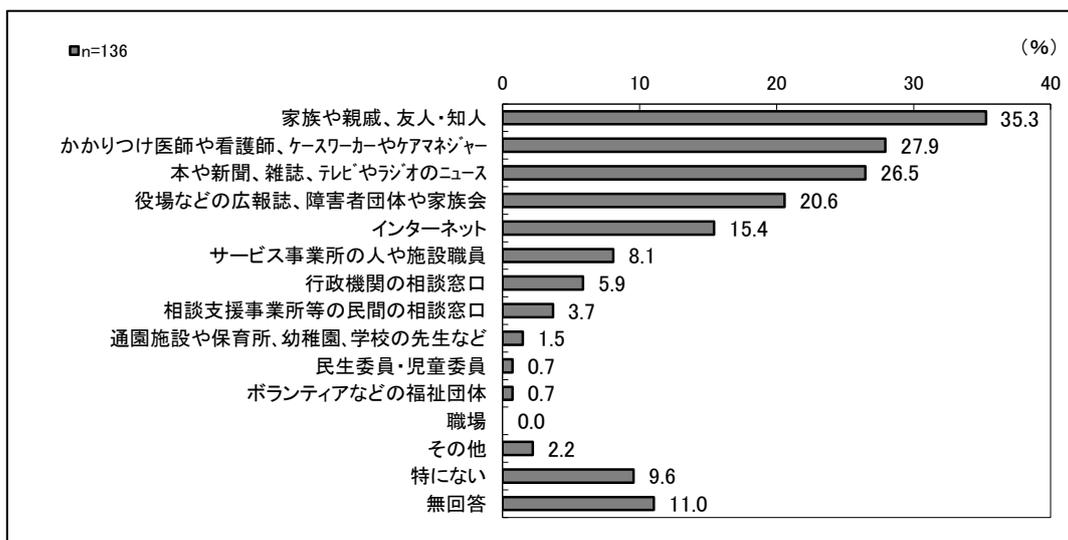
悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親戚」が最も多く、障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先も「家族や親戚、友人・知人」が最も多くなっているなど、行政機関の相談窓口が十分に活用されていない状況です。

また、相談先として「相談できる人はいない」と回答した人や、情報の入手先についても「特になし」と回答した人も一定数いることから、こうした相談窓口において障害のことや福祉サービスに関する情報をより容易に入手できるよう、体制を整備していくことが重要であると考えられます。加えて、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図っていくことも求められます。

悩みや困ったことの相談先（全体／複数回答）



障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先（全体／複数回答）

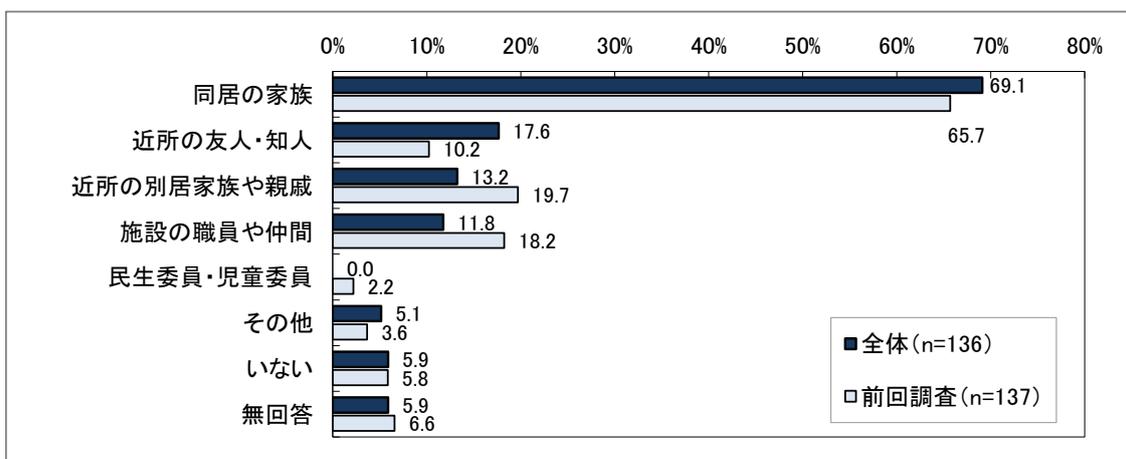


### ⑧ 災害時の対応

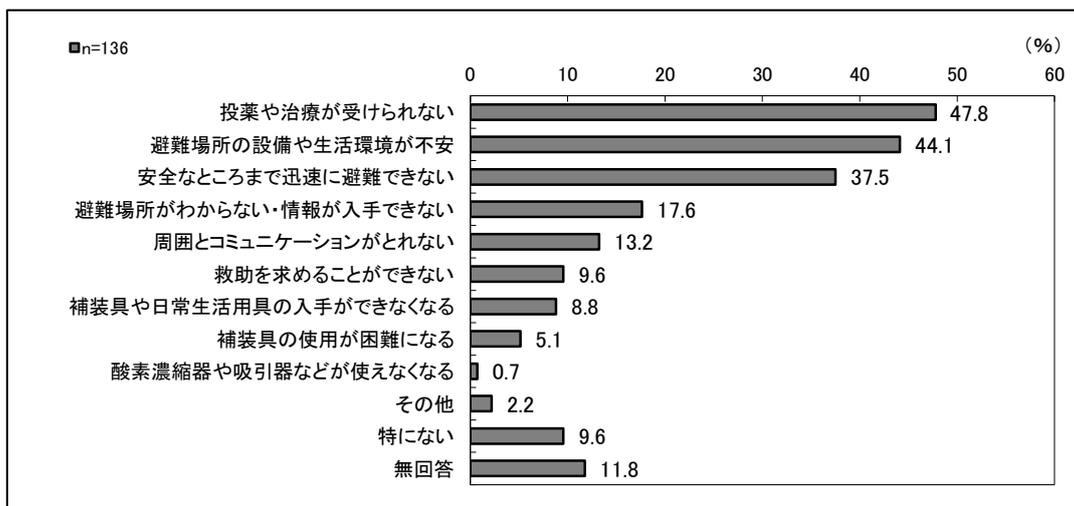
災害が起きた場合に、安全の確保などで頼れる人が「いない」と回答した人は5.9%で前回調査とほぼ同率となっています。災害対策基本法の改正により避難行動要支援者の個別避難計画の策定が努力義務化されていることも踏まえ、災害時には、とりわけ一人暮らしの人、あるいは一人であることが多い人への支援方策について、あらかじめ検討しておく必要があります。

また、災害時に困ることとしては「投薬や治療が受けられない」や「避難場所の設備や生活環境が不安」といった回答が多く、避難した後の生活に不安を抱えている状況がうかがえます。

災害時に頼れる人はだれか（全体／複数回答／前回調査との比較）



災害時に困ること（全体／複数回答）



### ⑨ 障害福祉サービス等へのニーズ

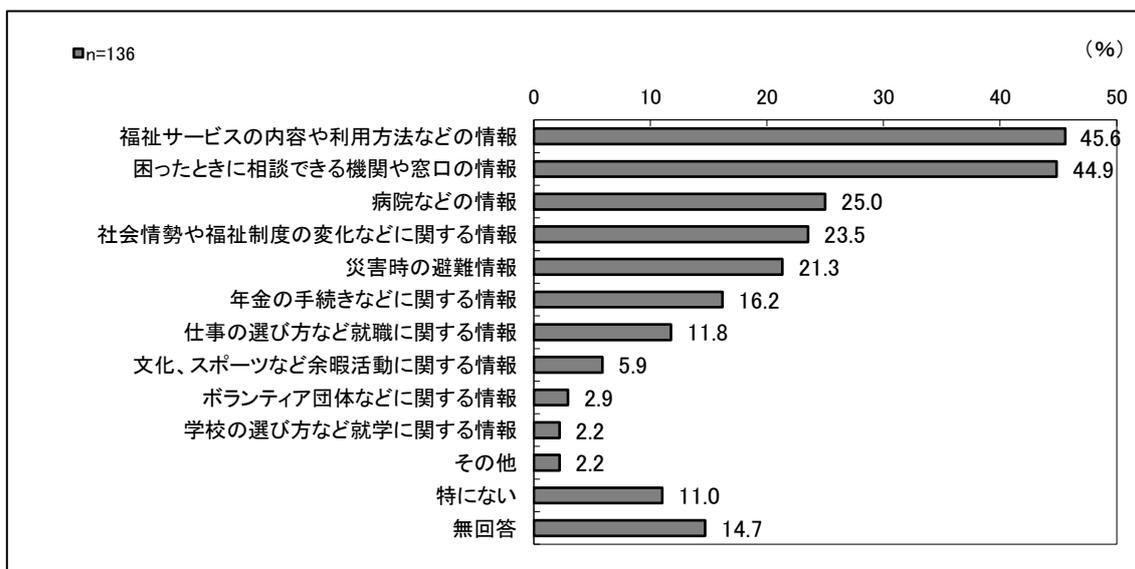
障害福祉サービスの現在の利用状況は、大部分のサービスにおいて「利用している」が1割未満となりました。

一方で今後の利用希望については、相談支援は「利用したい」が33.8%で多く、また、居宅介護等の訪問・外出系サービスや自立訓練等の日中活動系サービスの利用意向も高くなっています。

また、今後特に充実してほしい情報としては、「福祉サービスの内容や利用方法などの情報」と「困ったときに相談できる機関や窓口の情報」が突出して多く、障害福祉サービス等のニーズは今後も増加していくことが想定されます。

こうしたニーズを踏まえ、相談支援体制の充実を図ることで障害福祉サービスのニーズを汲み取り、住民にとって真に必要なサービスと結び付けていくことが必要であると考えられます。また、今後も住み慣れた地域での生活を希望している人の支援ニーズに応じた必要なサービスを提供できる体制を整えるとともに、新たなサービスメニューの検討を進めることも求められます。

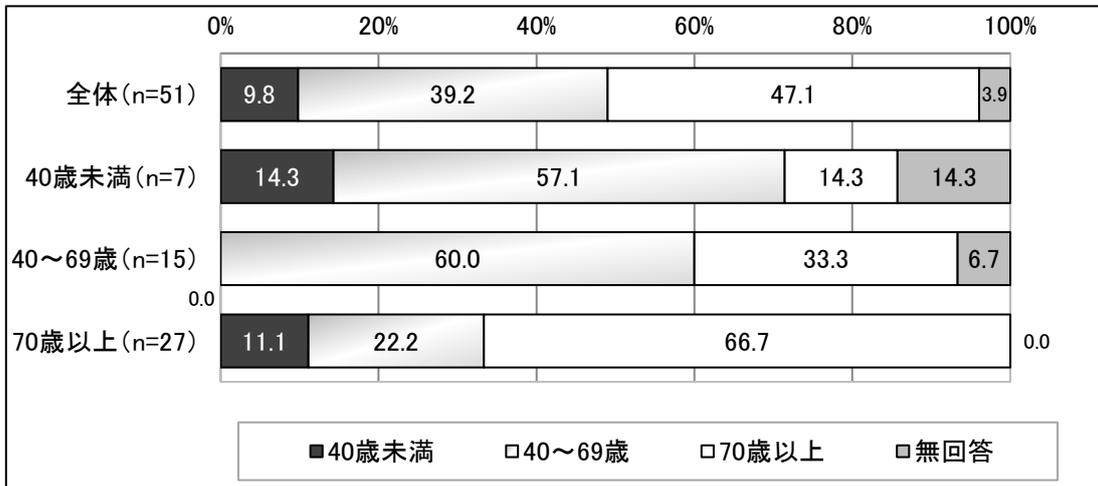
今後特に充実してほしい情報（全体／複数回答）



## ⑩ 支援者への支援

主に家族に支援を受けている場合の支援者の年齢を、回答者の年齢階層別にみると、回答者が40～64歳の場合、支援者は70歳以上の割合が33.3%となるなど、老障介護の状態もみられることから、支援者への支援も重要な課題となります。

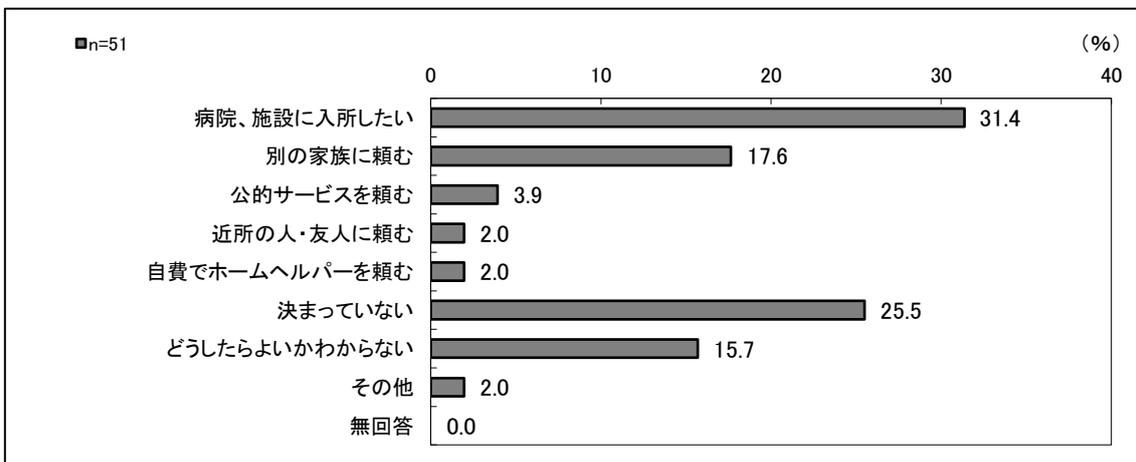
主に家族に支援を受けている場合の支援者の年齢（全体／回答者の年齢階層別）



また、主な支援者が介助できなくなった場合、どのように対応するか尋ねたところ、「病院、施設に入所したい」が最も多く、また、「決まっていない」や「どうしたらよいかわからない」という回答も多くなっています。

「親亡き後」の生活への不安等がある障害のある人やその支援者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けるため、居住支援のための必要な機能を整備し、居住支援の提供を目的とした地域生活支援拠点等における5つの機能（①相談支援、②緊急時の受入れ、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の整備を進めるとともに、相談支援事業所等と連携してこの5つの機能を円滑に運用していくことも必要であると考えられます。

主な介助者が介助できなくなった場合どうするか（全体）



# 第3章 障害者基本計画

## 1 基本理念

「障害者の権利に関する条約」では、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。

また、こうした条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定されているように、障害者福祉施策は、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念に則り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画では、支援を必要とする人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会活動に参加する主体ととらえ、各々の能力が発揮でき、自己実現できる環境を実現すべく、第4次神崎町障害者基本計画を引き継ぎ、『すべての人にやさしい思いやりとふれあいのまち 神崎』を基本理念とし、障害のある人もない人も、共に助け合い支え合う共生のまちを目指します。

なお、この基本理念は、障害福祉計画及び障害児福祉計画と共通のものとなります。

### 計画の基本理念

すべての人にやさしい  
思いやりとふれあいのまち 神崎

## 2 基本目標

本計画の基本理念や障害者総合支援法の趣旨に基づき、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活と社会生活を総合的に支援するため、本計画の基本目標を「障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」と定め、施策の充実を図ります。

### 3 施策の基本方針

基本目標の実現に向け、近年の障害者福祉施策をめぐる動向や、本町の障害者等の状況と取り巻く環境、アンケート調査の結果等を踏まえ、障害者福祉施策を次の5つの分野に区分して施策方針を整理します。

#### (1) 福祉サービスの充実

---

社会福祉協議会や民間事業者、近隣市町村等との協力により、障害福祉サービス、地域生活を支えるサービス基盤の整備に努めます。また、必要な情報提供や助言、サービスの利用促進のための相談支援体制の充実を図ります。

さらに、ボランティア団体等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を図ります。

#### (2) 保健・医療サービスの充実

---

保健所や医療機関との連携を強化し、障害の原因となる疾病の発生予防や早期発見、早期治療に向けた適切なフォロー体制の整備を図ります。さらに、医療体制の充実、精神保健に関する知識の啓発や相談体制の推進に努めます。

#### (3) 保育・教育環境の整備、就労支援の充実

---

障害のある子ども一人ひとりが、障害の程度に応じた保育や学習の機会を確保できるよう、保育・教育環境の整備を推進します。

また、障害のある人が、その適性と能力に応じて適切な職業に従事できるよう、福祉的就労の場の整備を図るとともに、一般就労への支援や企業等における雇用拡大等に取り組みます。

#### (4) 生活環境の整備

---

障害の有無にかかわらず、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加ができるよう、移動手段の確保や公共施設・道路等のバリアフリー化の推進等生活環境の整備を進めます。また、障害のある人や高齢者の安全に配慮した防災・防犯対策に努めます。

#### (5) 障害への理解・社会参加の促進

---

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で暮らす人々の障害に対する正しい理解や認識を深めるための啓発活動を推進し、障害のある人に対する正しい理解と配慮によって、各種施策をより効果的なものとしします。

また、障害のある人がより充実した社会生活を送れるよう、障害のある人が社会に参加しやすい環境づくりに努めます。

## 4 施策体系

障害者基本計画の施策体系を次のとおり定め、障害のある人の自立及び社会参加支援のための施策を計画的に推進します。

基本理念	すべての人にやさしい 思いやりとふれあいのまち 神崎
------	----------------------------



基本目標	障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる地域社会の実現
------	----------------------------------

	【基本方針】	【主要施策】
	(1) 福祉サービスの充実	① 自立支援サービスの充実 ② 地域生活支援の充実 ③ 地域福祉活動の促進
	(2) 保健・医療サービスの充実	① 障害の予防・早期発見の充実 ② 精神保健の促進 ③ 医療・リハビリテーションの充実
	(3) 保育・教育環境の整備、就労支援の充実	① 保育・教育環境の整備 ② 就労・雇用の促進 ③ 就労支援及び多様な就業機会の確保
	(4) 生活環境の整備	① 移動手段の整備 ② 居住環境の整備 ③ バリアフリー化の推進 ④ 防災・防犯対策の充実
	(5) 障害への理解・社会参加の促進	① 福祉教育・交流活動の推進 ② 生涯学習・スポーツ活動の充実 ③ 地域活動等への参加促進

## 5 施策の展開

### (1) 福祉サービスの充実

#### 現状・課題

アンケート調査によると、地域で生活するためにあるとよいと思う支援としては、「経済的な負担の軽減」に次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が多くなっています。障害のある人が地域で安心して日常生活を営むためには、障害福祉サービス等をはじめとした様々な福祉サービスを充実させていくことが重要となることから、障害福祉サービス事業所等による、より効果的な福祉人材の確保方策等について検討を進め、訪問系を中心とした地域におけるサービス提供体制を整備していくことが求められます。

また、個々の障害の状況に応じた計画的、効果的な障害福祉サービスの提供を進めるためには、障害者の自己決定と自己選択を尊重する仕組みづくりが益々重要となってきています。特に相談支援については、支援者が亡き後の支援等も含め、支援ニーズや課題に適切に対応して障害福祉サービスに結び付けるため、障害福祉サービス事業所等と連携し、安心して相談できる環境整備を推進するとともに、障害のある人の自立した生活や意思決定を支援するための施策・事業の充実を図っていく必要があります。

さらに、障害のある人やその家族の生活支援に対するニーズは多様化しており、制度に基づく公的なサービスだけではきめ細かな対応は難しい状況であるという現実を踏まえ、地域における福祉活動の活性化など柔軟で幅の広い支援体制の構築に取り組んでいくことが重要です。

#### 基本的な施策

##### ① 自立支援サービスの充実

施策名	取組方針
訪問系サービスの給付	◇訪問系サービスは、今後も利用者数、利用時間も需要の増加が想定されることから、近隣市町村にある事業所の協力を得ながら提供体制の確保を図ります。 ◇医療的なケアや常時介護が必要な重度障害がある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努めます。
日中活動系サービスの給付	◇障害者総合支援法における生活介護や自立訓練、就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援などの就労系サービスを活用して自立した生活を送れるよう支援します。

施策名	取組方針
居住系サービスの給付	<p>◇障害のある人の地域生活を支援するため、利用者の介護や援助を必要とする程度によって、障害者支援施設、グループホーム等の居住支援サービスの給付を行います。</p> <p>◇今後は、グループホームへの入居が増加していくことが想定されるため、本町のみならず、広域的な対応を検討していきます。</p> <p>◇障害者の生活を守るため、今後も地域生活支援拠点の受入事業所としてグループホーム等を支援していきます。</p>
自立支援医療の給付	<p>◇障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度を活用し、身体障害のある人の更生のための医療（更生医療・育成医療）、精神障害のある人が入院しないで受ける医療（精神障害者通院医療）に対して、費用の給付を行います。</p>
補装具費の支給	<p>◇身体障害者手帳の交付を受けた人の日常生活や社会生活の便宜を図るために、身体機能を補完、代替するために必要とする補装具の給付や日常生活用具の給付を行います。</p>
福祉人材の確保・育成	<p>◇福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を育成し、人材の確保と定着を図るため、ハローワーク等の関係機関と連携した取組を推進します。</p> <p>◇障害福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、千葉県と連携して障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成に努めるとともに、事業所が自主的に業務の向上に努めることのできる環境づくりを推進します。</p>

## ② 地域生活支援の充実

施策名	取組方針
地域生活支援事業の推進	<p>◇障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、障害のある人のニーズに合わせた事業実施体制の整備を推進します。</p> <p>◇地域生活支援事業の周知と町の実情に沿ったメニューの見直しを行います。</p>
情報提供の充実	<p>◇障害者総合支援法に基づき、聴覚や視覚障害等により、意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等を行います。</p> <p>◇広報紙の福祉情報の充実、国・県のパンフレット・小冊子の活用、ホームページによる情報提供・実施サービスの閲覧・利用手続き等、多様なサービス情報提供体制の整備に努めます。</p>

施策名	取組方針
相談支援体制の充実	<p>◇必要に応じて複数のサービスを適切に結び付ける等、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、利用者の視点に十分配慮した「サービス等利用計画」の作成を行い、障害のある人のサービス利用を支援します。</p> <p>◇相談支援事業者及び中核地域生活支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者との連絡調整を強化し、相談支援の充実を図ります。</p> <p>◇発達の遅れや保護者の育児不安に関する相談に対して、適切な助言・指導を行うことのできる相談機能の体制整備に努めます。</p> <p>◇基幹相談支援センターとの連携を強化します。</p>
権利擁護の推進	<p>◇判断能力に支援を必要とする障害のある人や高齢者が、地域で適切なサービスが受けられるよう、社会福祉協議会や千葉県後見支援センターと連携をとりながら、権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う権利擁護事業を推進します。</p> <p>◇社会福祉協議会との連携を強化します。</p>
成年後見制度の利用促進	<p>◇意思決定の困難な障害のある人が、財産管理や在宅サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度等の利用支援を行います。</p> <p>◇市民後見人の養成や、法人後見事業を実施する団体への支援等を協議・検討します。</p> <p>◇成年後見人制度利用支援事業所の新設に向けて、関係団体との協議・連携を図ります。</p> <p>◇成年後見制度の周知を図ります。</p>
経済的支援の充実	<p>◇障害のある人が安定した生活ができるよう、障害者年金、各種障害関係手続き等の制度の周知・普及を図ります。</p> <p>◇在宅で生活する障害のある人・障害のある子どもの生活安定を図るため、各福祉手当等の充実を図ります。</p>

### ③ 地域福祉活動の促進

施策名	取組方針
ボランティア活動体制の充実	<p>◇町ボランティア連絡協議会の機能の充実を図り、ボランティア情報の提供体制の確立、福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進めるとともに、指導者及びリーダーの育成を推進します。</p>
地域福祉団体の育成・強化	<p>◇地域に根ざした細やかな活動の発展を図るため、各種福祉団体への育成支援に努め、各団体の連携をサポートし、活動の促進に努めます。</p>

施策名	取 組 方 針
地域福祉ネットワークの強化	◇地域福祉の視点に基づき、町民、事業者、ボランティア、NPO及び町、社会福祉協議会等が互いに連携し、協力しながら、地域ぐるみの福祉ネットワークの強化を図ります。

## (2) 保健・医療サービスの充実

### 現状・課題

障害を持ちながらも健康で自立した生活を送るためには、疾病を予防し、個々に必要とされる医療・リハビリテーションを受けることができる環境は不可欠です。このため、障害の特性に合った適切な医療やリハビリテーションを提供できるよう、障害のある人等が病院や学校などの身近な相談窓口で行う困りごとの相談を必要な支援につなぐ体制の強化を図っていく必要があります。

また、早期療育は、障害のある子どもの乳幼児期における成長を支援し、障害の軽減を図り、将来の生活において自立し、可能な限り能力を発揮できるようにしていくものです。本町では、保健師等による妊婦・乳幼児の家庭訪問や保健指導、妊婦・乳幼児の健康診査等の母子健康保険事業を推進し、発達に遅れのある子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、各種健（検）診事業の充実により、加齢や生活習慣病に伴う障害の発生予防に向けた取組を進めており、引き続きできる限り早い時期から子どもの障害に応じた療育を実施することが重要となります。

さらに、精神障害者保健福祉手帳所持者数や自立支援医療（精神通院医療）受給者数が増加する本町において、本人や家族の高齢化、生活の困窮など複合的な課題に同時に直面する世帯への支援も喫緊の課題です。

### 基本的な施策

#### ① 障害の予防・早期発見の推進

施策名	取組方針
障害の予防・早期発見	◇子どもの発達の節目において集団健診等を行い、身体、運動、精神発達を確認し、障害の早期発見、治療、療育に対応します。 また、個別指導を取り入れ、よりきめ細かな対応に努めます。 ◇発達支援センターや保育所、母子保健担当と連携強化し、適切なサービスにつなげます。
母子保健事業の促進	◇母子健康手帳の配付時より「パパママ学級」への参加を促すとともに、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診を促進します。 ◇乳幼児発達相談等の充実を図って、障害の早期発見から早期治療への適切な連携が図れるよう努めます。 ◇発達支援センターや保育所、母子保健担当と連携強化し、適切なサービスにつなげます。
健診後フォロー体制の整備	◇心身障害がある幼児に対し、適切な保健指導・療育指導が行えるよう、乳幼児健診後、必要に応じて精密健康診査の受診を勧奨するとともに、医療機関等との連携を図り、適切なフォロー体制の構築を図ります。

施策名	取組方針
早期支援体制の構築	<p>◇医療・福祉・教育の関係機関との連携を図り、障害のある子ども達が幼児期から専門的な治療や教育を受けられる支援体制の構築に努めます。</p> <p>◇障害のある子どものための早期療育・教育に関して、保護者への啓発に努めます。</p>
ライフサポートファイルの導入	<p>◇療育支援を必要とする児童に対し、ライフサポートファイルの導入、活用の促進を検討します。</p> <p>◇町独自の「育児ダイアリー」を推奨していきます。</p>

## ② 精神保健の促進

施策名	取組方針
精神保健に関する啓発の促進	◇精神保健や精神障害に対する正しい知識の普及と、理解の促進のため、県関連機関と協力しながら啓発活動を推進します。
心の相談体制等の充実	◇精神障害に関する相談について、カウンセリング制度等の相談体制やケア体制を、県関連機関と連携して充実を図ります。

## ③ 医療・リハビリテーションの充実

施策名	取組方針
医療体制の充実	◇障害のある人においても高齢化が進む中、保健・医療・福祉の連携を一層強化し、医療体制の充実に努めます。県立佐原病院、成田赤十字病院等と広域連携を図り、効率的な救急医療体制を推進します。
リハビリテーションの充実	<p>◇障害により身体の機能が低下している人を対象に、身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための訓練を行います。また、介護保険制度との連携を図りつつ、加齢に伴う身体機能の低下によって、リハビリテーションが必要な人への対応の充実に努めます。</p> <p>◇千葉リハビリテーションセンターの事業内容の周知に努め、相談や訓練等における活用を促します。</p> <p>◇福祉タクシー事業の拡充等、リハビリテーション事業所への通所する環境を整備します。</p>
医療経費軽減対策の推進	◇障害のある人の医療費負担の軽減を図るため、自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度等の周知と利用促進に努めます。

### (3) 保育・教育環境の整備、就労支援の充実

#### 現状・課題

障害のある子どもについては、健やかな発達を促し、また、より充実した人生を実現していくことが必要とされていることから、保育・教育の面での充実と、仕事を持つことによる経済面での自立、そして地域社会と相互に交流を持つことは、極めて重要な意義を持ちます。本町では、保育所において障害児保育を実施しているとともに、小・中学校では、特別支援学級を設けて障害のある児童・生徒へのきめ細かな指導に努めており、障害のある子どもと親が希望する進路を実現できるように支援しており、子ども達一人ひとりの多様なニーズに適切に応えられる療育・教育を継続して提供していくことが必要です。教育分野においては、障害者権利条約に盛り込まれたインクルーシブ教育システムの構築を推進し、共生社会の形成に向け、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズのある幼児、児童生徒に対し、その時点で最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められます。

また、障害のある人が地域で自立した生活を送る上で、働く意欲のある方が就労し、働き続けることは、自己実現を図る上でも極めて大きな意義があります。本町では、雇用の拡大に向けて、関係機関等と協力・連携して取り組んでいますが、引き続き、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、働く意欲を持つ障害のある人への支援や事業主への理解を深めていく必要があります。

#### 基本的な施策

##### ① 保育・教育環境の整備

施策名	取組方針
障害児保育の充実	◇保健所や、こども家庭センター等の関連機関との連携を強化し、早い段階から必要な保育・指導が受けられるような体制を整備します。 ◇居場所づくりや健全育成の観点から、日中一時支援や放課後等デイサービスの、日中の支援が必要な障害のある子どもを対象としたサービスの充実に努めます。
就学・進路指導の充実	◇一人ひとりの生徒の能力と意向に応じた適切な進路を確保するために、関連機関との連携を図りながら進路指導の充実を図ります。 ◇特別支援学校在学の児童の進路先の情報収集と関係機関と連携し、一人ひとりにあった進路につながるよう支援していきます。
受入体制の充実	◇障害のある子どもを受け入れるために、必要に応じて保育所の施設、設備等保育環境の改善を図ります。 ◇保育士の加配職員の配置等により、障害のある子どもの受入体制

施策名	取組方針
	<p>の充実に努めます。</p> <p>◇様々な障害の状態や特性に対応するため、障害のある子どもの実態に応じた個別指導計画に基づき、保育を進めます。</p> <p>◇保育所で受け入れた障害のある子どもについては、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関の連携に努めます。</p> <p>◇相談事業所と連携し、まずは見学等を促します。</p> <p>◇保護者への障害福祉サービスの理解と利用のための協力を求めます。</p>
障害のある子どもに対する理解の促進	<p>◇障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの障害の状況を正しく把握し、適切な教育・指導が行えるよう、保育士、教職員等の障害のある子どもに対する保育・教育指導研修の充実に努めます。</p> <p>◇今後も継続して情報共有と研修会参加をしていきます。</p>

## ② 就労・雇用の促進

施策名	取組方針
雇用の拡大	<p>◇障害のある人の自立機会の拡充を目指して、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、町内民間企業等に対し、障害のある人の雇用の拡大を促します。</p> <p>◇既存の企業へのアプローチを強化します。</p>
就労の場の整備	<p>◇一般就労が困難な障害のある人については、自立に必要な指導を受けて社会参加ができるよう、福祉的就労の場の整備を図るとともに、広域的連携のもと、関連施設の利用促進に努めます。</p> <p>◇中核地域生活支援センターや社会福祉協議会などの複数の相談対応を求め、障害者の社会参加を推進します。</p>
作業所・事務所等の紹介	<p>◇障害のある人本人のニーズを踏まえ、県の障害者就業支援キャリアセンター、障害者就業・生活支援センター等と連携して、本人の能力・生活環境・生活設計に適した職場が得られるよう支援に努めます。</p> <p>◇企業や個人事業主へのアプローチを強化します。</p>
職親制度の利用促進	<p>◇知的障害者の自立更生を図るため、生活指導及び技能習得等の訓練を職親のもとで一定期間行う、職親制度への登録と利用を促進します。</p> <p>◇農業の担い手としても視野に入れた職親制度の推進に取り組みます。</p>

### ③ 就労支援及び多様な就業機会の確保

施策名	取 組 方 針
企業等への啓発・ 広報	◇毎年9月に実施されている「障害者雇用促進月間」等を中心に、町内の事業者への障害者雇用への理解と積極的な協力を要請します。
民間企業における雇用拡大の促進	◇障害のある人の法定雇用率未達成の事業所に対し、指導を行うとともに、関係機関と連携しつつ、民間企業における雇用を促進します。
公共機関での雇用の促進	◇本町をはじめとして、公共機関等が率先して障害のある人の就労可能な分野への障害者雇用を積極的に推進します。
紹介、相談体制の充実	◇ハローワーク等の関係機関と連携し、障害のある人への職業紹介や相談、職場定着の支援、事業主へ障害のある人の求職情報を提供する等、就業の促進を図ります。

## (4) 生活環境の整備

### 現状・課題

障害のある人が、住み慣れた地域で生活していくためには、各種の障害福祉サービスの充実と併せ、外出しやすい環境づくりや住まいの確保、防災・防犯等への対策といった生活環境基盤の整備を図る必要があります。

本町では、福祉タクシーの助成、循環バスの充実、移送サービスの検討等により移動手段の充実に取り組んでいるほか、公共施設の改築に合わせたバリアフリー化の実施など、外出しやすい環境づくりを進めています。アンケート調査によると、外出するときに困ることについては、「公共交通機関が少ない」が最も多く、続いて「道路や駅に階段の段差が多い」「困ったときにどうすればいいのか心配」などの順となっています。公共交通機関の充実は、障害の有無にかかわらず本町の課題の1つといえますが、障害のある人が積極的に外出し、社会参加の促進を図るためには、障害のある人が利用しやすい交通手段や施設・設備の整備、困った際のコミュニケーション手段等の充実など、障害者の視点に立った外出環境の整備を進めていくことが求められます。

また、居住環境の整備については、公営住宅の整備を計画しておらず、民間の協力を得ながら障害者の住まいの確保を進めていく必要があります。

さらに、近年では身近なところで大規模災害が頻発しているところであり、非常時における防災対策や避難誘導體制の整備も重要な課題となっています。障害のある人や高齢者等の災害時要援護者に対して、地域ぐるみで体制整備に取り組んでいく必要があります。

### 基本的な施策

#### ① 移動手段の整備

施策名	取組方針
福祉タクシーの助成	◇在宅生活をしている障害のある人の社会的活動範囲を広げるとともに、社会参加を支援するため、タクシー料金の一部を助成します。
循環バスの充実	◇現在運行している町循環バスについて、障害のある人及び高齢者に配慮した運行方法を検討し、より利用しやすい体制づくりに努めます。
移送サービスの検討	◇障害のある人で歩行困難な方のうち、比較的症状が安定している人について、町内及び近隣市町村の病院への送迎介助等のサービスを検討します。

## ② 居住環境の整備

施策名	取組方針
住みよい居住環境づくりの推進	<p>◇新たな民間による住宅整備等に際しては、住みよい居住環境を確保するため、開発にあたっての適切な指導・誘導に努めます。</p> <p>◇既存住宅地等については、環境改善の促進や緑化の推進に努めます。</p>

## ③ バリアフリー化の推進

施策名	取組方針
公共施設等の改良・整備	◇障害のある人や高齢者等が安心して利用できるように、公共施設をはじめ各種施設の改良・整備に努めます。
道路環境整備の推進	◇主要道路については、車いすでのすれ違いができ、安全で快適に利用できる幅の広い歩道の整備等、だれもが利用しやすいまちづくりに努めます。

## ④ 防災・防犯対策の充実

施策名	取組方針
避難のための情報伝達	◇障害のある人が安全かつ円滑な避難ができるよう、避難指示の発令に先だって高齢者等避難開始を発令し、避難行動に時間を要する人達に早めの避難を促すとともに、確実な避難情報伝達への配慮に努めます。
防災・避難体制の整備	<p>◇災害時に障害のある人への確実な災害情報を提供するとともに、避難誘導體制の確立を図る等、防災体制の充実に努めます。</p> <p>◇災害時に障害のある人が、支障なく援助や適切な対応が得られるよう「災害時避難行動要支援者名簿」への登録申請を促します。</p> <p>◇神崎町防災計画に基づく障害のある人への災害時の対応について、福祉避難所への移送も含めて、避難所体制の確立を防災担当課と進めるとともに、普及啓発活動にも努めます。</p>
救急・救命体制の充実	◇障害のある人や寝たきりの高齢者、一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯等の災害弱者の増加に対応し、身近な人たちが助け合える自主防災組織への積極的な参加、関係機関団体等との連携を強化し、緊急時の対応体制の充実に努めます。
防犯対策の充実・強化	<p>◇安全で住みよいまちづくりを進めるために、チラシの配布、地域での「声かけ運動」等とともに、緊急連絡網、障害のある人の状況に応じた周知方法の考案等、犯罪被害を防止する活動を促進し、防犯体制の充実・強化を図ります。</p> <p>◇障害のある人が犯罪に巻き込まれることを未然に防止するため、街路灯や防犯カメラの施設整備の充実に努めます。</p>

## (5) 障害への理解・社会参加の促進

### 現状・課題

障害のある人が安心して生活できる社会を実現するためには、障害のある人もない人も共に地域の中で暮らし、互いの人格と個性が尊重されるまちづくりを推進することが大切です。本町においては、アンケート調査の結果にも表れているように、ここ3年で障害のある人への誤解や偏見による差別、合理的配慮に欠けるとされる対応は改善されてきました。しかし、依然として障害を理由とした差別や偏見等を受けたという回答もみられました。正しい理解に基づく配慮があつてこそ、各種施策の効果が十分に発揮され、障害のある人の地域での自立が実現することから、効果的な啓発・広報活動について、関係機関・団体等の協力を得ながら再度検討し、地域の人々の理解・啓発に努めとともに、障害のある人とない人が交流する機会の創出などにより、思いやりと支え合いによる地域社会づくりを進めていく必要があります。

また、障害や障害のある人に対する町民の理解を促進するためには、幼少期からの意識づくりが重要であり、障害のある人と障害のない人が互いに豊かな人間性を育てていくために、保育・教育における福祉教育の場の提供など、児童生徒同士の交流教育を推進していくことが求められます。

さらに、障害のある人の地域移行を推進するためには、障害者が身近な地域や広域的な枠組みの社会に「参加」する場面や機会をできるだけ確保していくことが重要です。このため、社会参加を希望する方が障害の有無を問わず、等しくその機会を享受できる地域づくりを目指し、本町や千葉県主催のイベントを通じた社会への積極的な関わりの機会、文化芸術活動・スポーツ等の自己表現や生活の質の向上と生きがいづくりの活動に、いつでもだれでも参加できる環境整備を進めていくことが重要です。

### 基本的な施策

#### ① 福祉教育・交流活動の推進

施策名	取組方針
広報活動の充実	◇「すべての人にやさしい思いやりとふれあいのまち神崎」を目指した啓発、障害者関連情報を充実させます。 ◇共生社会の理念や障害に対する正しい認識の普及を図るため、関係機関との連携による啓発活動を推進しつつ、広報紙・ホームページ等を活用し、町民の理解の推進を図ります。
交流機会の拡充	◇文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等を通じて、障害のある人とない人が交流する機会の拡充を図り、障害及び障害のある人に対する理解の促進に努めます。

施策名	取組方針
福祉教育の推進	◇障害のある子どもと障害のない子どもが幼少時から共に学べる教育環境の整備や、小・中学校と特別支援学校との交流教育の推進等により、障害のある人に対する理解を育みます。
当事者活動の育成支援	◇障害のある人同士が共に悩みを相談したり、様々な活動に積極的に取り組んだりすることができるよう、当事者団体及び家族会、自助グループ等の育成支援に努めます。

## ② 生涯学習・スポーツ活動の充実

施策名	取組方針
生涯学習機会の充実	◇障害の有無にかかわらず町民の学習ニーズの把握に努め、障害の各期に応じた教室・講座の開設等、工夫を凝らして学習機会の拡充に努めます。 ◇教育委員会社会教育事業への協力を促し、障害者でも参加できる教養講座などを企画します。
スポーツ・イベント交流事業の促進	◇障害者スポーツ活動を支援・充実し、県主催で行われている広域的な交流大会への参加を促進します。 ◇各種イベントについては、子どもから高齢者までだれもが楽しめるように、企画の段階から障害のある人の参加を促進します。また、障害者用駐車場の整備等、障害のある人に配慮した会場づくりに努め、だれもが一緒に楽しめるものとしします。 ◇千葉県主催のスポーツ大会への積極的参加を推進します。
障害者スポーツ団体等の育成支援	◇障害者スポーツ指導者の養成を行い、障害者スポーツの推進を図ります。 ◇参加者の拡大を図るため、障害者関係団体やボランティア等との連携を強化し、競技種目・内容や実施方法の充実を図るとともに、広報紙やホームページによるPRに努めます。
参加しやすい環境整備	◇障害のある人が町の各種行事、スポーツ・レクリエーション等に参加しやすいように、ボランティアの確保やバリアフリーの環境整備に努めます。

### ③ 地域活動等への参加促進

施策名	取組方針
審議会・委員会への参画	◇町政に関わる情報提供を充実させるとともに、審議会・委員会への障害のある人の参画を求め、障害のある人の意見も反映できるよう努めます。
地域コミュニティ活動への参加促進	◇各区会、ボランティア活動、祭礼等の地域行事等、地域コミュニティ活動へ障害のある人の参加を促進します。

# 第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

## 1 取組の体系

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある人の生活と社会参加を支える障害福祉サービス及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものです。

策定にあたっては、国の基本指針に基づき、成果目標や計画期間中のサービス見込み量、サービス確保の方策等について定めることが求められています。

本計画で定める障害福祉サービス・障害児通所支援等の取組の体系は、次のとおりです。

成果目標 と 活動指標	(1) 施設入所者の地域生活への移行
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	(3) 地域生活支援の充実
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	
(6) 相談支援体制の充実・強化等	
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
(8) 発達障害者等に対する支援	
障害福祉サービス	(1) 訪問系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 居住系サービス (4) 計画相談支援、地域相談支援
障害児通所支援等	(1) 障害児通所支援 (2) 障害児相談支援
地域生活支援事業	(1) 必須事業の推進 (2) 任意事業の充実

## 2 成果目標と活動指標

障害のある人の自立支援に向け、国が定める基本指針を踏まえ、計画期間における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標と活動指標を次のとおり設定し、必要なサービス・支援等が提供される体制の整備を図ります。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

#### ① 目標の設定

障害者の地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の目標を設定します。

#### ■国の基本指針（目標設定にあたっての指針）

- 令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者から 5%以上削減することを基本とする。

#### ■成果目標

項目	目標	目標設定にあたっての考え方
地域生活移行者数	1 人	国の基本指針に即し、令和 8 年度までの 3 か年で地域生活に移行する人の数を、令和 4 年度末時点の施設入所者（5 人）の 6%以上が地域生活へ移行する。
施設入所者削減数	1 人	国の基本指針に即し、令和 8 年度までの 3 か年で令和 4 年度末時点の施設入所者（5 人）から 5%以上削減する。

#### ② 取組の方向性

障害の特性に合ったグループホーム等の地域生活を基本とするサービスへ積極的につなぐことで新規の施設入所者を抑制しつつ、地域生活への移行を進めます。一方で、家庭の状況や障害の程度などにより施設入所支援を必要とする人については、地域生活移行に関する意向について適切に意思決定支援を行いつつ、新規の施設入所に対応していきます。

#### ■活動指標

項目	計画値
訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数	本章「3 障害福祉サービス等の量の見込みと確保方策」に掲載
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、短期入所（福祉型、医療型）、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の利用者数、利用日数	
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、施設入所支援の利用者数	

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ① 目標の設定

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、千葉県が定める目標を踏まえつつ、活動指標に掲げる取組を通じて精神障害のある人が地域で安心して暮らせる環境の整備に努めます。

#### ■国の基本指針（目標設定にあたっての指針）

- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数  
令和 8 年度における精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本として目標値を設定する。
- 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）  
令和 8 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び令和 8 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
- 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点）  
令和 8 年度における入院後 3 か月時点の退院率については 68.9%以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 84.5%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 91.0%以上とすることを基本とする。

### ② 取組の方向性

精神に障害がある人の地域生活への移行を推進するためには、病院や障害福祉サービス事業所等の多職種と協議の場を通じて包括的な支援体制を構築するとともに、個別のニーズに寄り添い、本人の意思が尊重される適切な支援を可能とする仕組みが必要となることから、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として位置づけた香取圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議を活用して連携体制の強化に取り組み、地域共生社会の実現を図ります。

#### ■活動指標

項目	計画値（年度）		
	令和 6	令和 7	令和 8
同協議の場への関係者※の参加者数（人/年）	20	20	20
同協議の場における活動計画と目標設定回数（回/年）	1	1	1
同協議の場における評価の実施回数（回/年）	1	1	1
精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数	本章「3 障害福祉サービス等の量の見込みと確保方策」に掲載		

※保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者

### (3) 地域生活支援の充実

#### ① 目標の設定

本町では令和2年度に香取市、神崎町、東庄町の1市2町で障害のある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等の整備を行っています。今後も障害の重度化、高齢化の進行が見込まれることから、「親亡き後」を見据えつつ、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点等の機能強化を図るための目標を設定します。

#### ■国の基本指針（目標設定にあたっての指針）

- 令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

#### ■成果目標

項目	目標	目標値設定にあたっての考え方
地域生活支援拠点等の整備	年1回以上運用状況の検証、検討を実施	国の基本指針を踏まえ、下記、活動指標に掲げる取組を通じて効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を図る。
強度行動障害を有する人への支援体制の整備	支援ニーズの把握	令和8年度までに地域生活支援拠点等において支援の方針を協議し、支援ニーズを把握する。

#### ② 取組の方向性

地域生活支援拠点の機能の充実に向け、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置などにより、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の整備を進めるとともに、神崎町地域自立支援協議会とも連携しつつ、強度行動障害のある人の支援ニーズの把握及び支援体制の整備に努めます。

#### ■活動指標

項目	計画値（年度）		
	令和6	令和7	令和8
地域生活支援拠点設置数（箇所）	1	1	1
コーディネーターの配置人数（人）	0	0	1
地域生活支援拠点の活動計画と目標設定回数（回/年）	1	1	1
地域生活支援拠点の評価の実施回数（回/年）	1	1	1

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ① 目標の設定

障害のある人の自立促進を図るため、就労移行支援事業等を通じ、令和 8 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に関する目標を設定します。

##### ■国の基本指針（目標設定にあたっての指針）

- 令和 8 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。あわせて、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和 3 年度実績の 1.31 倍以上、おおむね 1.29 倍以上及びおおむね 1.28 倍以上を目指すこととする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率※が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。

※就労定着率：過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

##### ■成果目標

項目	目標 (令和 8 年度)	目標値設定にあたっての考え方
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	3 人	国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度中の下記事業を通じた移行者数を設定する。
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	1 人	令和 3 年度の実績が 0 人のため、1 人の利用を目標とする。
就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数	1 人	令和 3 年度の実績が 0 人のため、1 人の利用を目標とする。
就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数	1 人	令和 3 年度の実績が 0 人のため、1 人の利用を目標とする。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が 5 割以上の事業所	50%以上	国の基本指針を踏まえ、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 50%以上とする。

項目	目標 (令和 8 年度)	目標値設定にあたっての考え方
就労定着支援事業の利用者数	1 人	令和 3 年度の実績が 0 人のため、1 人の利用を目標とする。
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合	25%以上	国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 25%以上とする。

## ② 取組の方向性

就労を希望する障害者が一般就労につながるように、公共職業安定所(ハローワーク)、障害者就業・生活支援センターやその他の就労支援事業所等の関係機関との連携を図り、就労移行支援事業等の利用促進を図るとともに、障害のある人本人の状況や保護者の意向を十分に勘案しつつ、障害のある人の就労支援の強化等を図ります。

また、就労の定着に向け、相談支援事業と連携して必要とする人への就労定着支援事業の利用を促します。

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### ① 目標の設定

本町では、令和 4 年度に香取市・神崎町・東庄町と 1 市 2 町で児童発達支援センターを設置したほか、香取圏域において主に重症心身障害のある児童に対応した児童発達支援や放課後等デイサービスの提供を行っています。また、医療的ケア児への支援については、保健・医療・障害福祉、保育、教育の各分野の関係機関及び関係部署から構成する「香取広域医療的ケア児等支援協議の場」を設置するなど、障害児支援の提供体制の整備を進めています。

引き続き障害児支援の提供体制を整備するため、重層的な地域支援体制の構築、主に重症心身障害児を支援、医療的ケア児等支援に関する目標を設定します。

### ■国の基本指針(目標設定にあたっての指針)

- 令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。
- 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和 8 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。
- 令和 8 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

## ■成果目標

項目	目標 (令和8年度)	目標値設定にあたっての考え方
重層的な地域支援体制の構築		児童発達支援センターと連携し、事業実施体制の維持・継続を図りつつ、近隣市町村や事業所等と連携をとりつつ、一層の充実を図る。
児童発達支援センターの設置	1箇所以上	
保育所等訪問支援体制	1箇所以上	
主に重症心身障害のある児童への支援		圏域で事業実施体制の維持・継続を図る。
児童発達支援事業所	1箇所以上	
放課後等デイサービス事業所	1箇所以上	
医療的ケア児支援		医療的ケア児支援のため、関係機関の協議を継続していくとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を継続する。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所	
医療的ケア児等に関するコーディネーター	1人	

### ② 取組の方向性

支援を必要とする児童の早期利用につなげられるよう保健師や関係機関と連携をとりながら、事業実施体制の整備を維持・継続を図るとともに、圏域内の事業所への働きかけを行います。

医療的ケア児への支援については、保健・医療・障害者福祉、保育、教育等各分野の関係機関等による協議の場を設置し、情報共有を行いつつ、更なる支援体制の整備方策について検討していきます。

## ■活動指標

項目	計画値（年度）		
	令和6	令和7	令和8
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数	本章「4 障害児通所支援等の量の見込みと確保方策」に掲載		
障害児相談支援の利用児童数			
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）	1	1	1

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### ① 目標の設定

相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化、地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に係る目標を設定します。

#### ■国の基本指針（目標設定にあたっての指針）

- 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

#### ■成果目標

項目	目標	目標値設定にあたっての考え方
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	拡充	国の基本指針を踏まえ、下記、活動指標の取組を通じて地域の相談支援体制の強化を図る。
個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施	国の基本指針を踏まえ、地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を進める。

### ② 取組の方向性

基幹相談支援センターが地域の相談支援事業所等に対し、専門的指導、助言及び連携強化の取組を行えるよう、相談支援体制の充実・強化について協議・検討を進めます。

また、地域自立支援協議会の検討会における個別事例の検討を通して、地域課題を整理し、課題の解決に向けた地域サービス基盤の開発・改善の取組を協議するなど、障害者の各種ニーズに対応する相談支援体制の充実を図ります。

#### ■活動指標

項目	計画値（年度）		
	令和6	令和7	令和8
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化			
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数（件/年）	20	20	20
相談支援事業者の人材育成の支援件数（件/年）	5	5	5
相談機関との連携強化の取組の実施回数（回/年）	20	20	20
地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回/年）	1	1	1

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ① 目標の設定

障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制構築に向けた目標を設定します。

#### ■国の基本指針（目標設定にあたっての指針）

○令和 8 年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

#### ■成果目標

項目	目標	目標値設定にあたっての考え方
障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制構築	情報共有・ 研修の場の設置	国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度までに、関係事業所や千葉県、近隣市町村等と情報共有等を行う場を設置する。

### ② 取組の方向性

障害福祉サービスの質を向上させるため、千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ町職員が参加し、職員のスキルアップに取り組みます。

また、「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査結果を分析し、その内容を関係事業所や千葉県、近隣市町村等と共有することにより、適切な障害福祉サービスが提供されるよう体制の整備を継続的に行います。

#### ■活動指標

項目	計画値（年度）		
	令和 6	令和 7	令和 8
千葉県が実施する研修会への延べ参加者数（人/年）	┆	┆	┆
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所との共有・指導（件/年）	┆	┆	┆

## (8) 発達障害者等に対する支援

国の基本指針では、成果目標は設定されていませんが、次の活動指標を設定し、発達障害者等に対する支援体制の拡充を図ります。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等については、ニーズの把握に努め、支援プログラム等への受講者を増やすために、関係機関と連携して周知に努めていきます。また、ピアサポート活動の周知に努め、ピアサポーターの養成に向け、関係機関と連携を図ります。

### ■活動指標

項目	計画値（年度）		
	令和6	令和7	令和8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人／年）	1	1	1
ペアレントメンターの人数（人）	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数（人／年）	3	3	3

### 3 障害福祉サービス等の量の見込みと確保方策

#### (1) 訪問系サービス

##### ① サービスの概要

サービス	内 容
居宅介護	自宅における入浴、排泄、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人及び、重度の知的障害のある人・精神障害のある人に、自宅での入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する際に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

##### ② サービスの利用見込み

訪問系サービスについては、地域共生社会の実現に向けた国の動向やこれまでの利用状況を鑑み、サービス利用人数、利用時間を見込みます。

サービス名		年度	利用実績（年度）			利用見込み（年度）		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用時間 (時間/月)		45	55	57	57	63	70
	利用人数 (人/月)		7	8	8	8	9	10
重度訪問介護	利用時間 (時間/月)		0	0	0	0	0	70
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	1
同行援護	利用時間 (時間/月)		31	39	39	39	39	50
	利用人数 (人/月)		2	2	2	2	2	3
行動援護	利用時間 (時間/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用時間 (時間/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値

### ③ 見込み量確保の方策

訪問系サービスは、障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要不可欠なサービスとなるため、受け皿となる事業所への参入を働きかけ、サービス提供基盤の確保に努めます。

また、障害特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう事業所へ働きかけ、一人ひとりのニーズに対応できる基盤整備に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ① サービスの概要

サービス	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。 ※令和7年10月1日の施行が予定されています。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 ( A型：雇成型 B型：非雇成型 )	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して就業した方の就労を継続するために、事業所や家族との相談や連絡調整などの支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

## ② サービスの利用見込み

日中活動系サービスについては、これまでの実績及び今後の地域移行の目標等を踏まえてサービス利用人数、利用日数を見込みます。

サービス名		年度	利用実績（年度）			利用見込み（年度）		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
生活介護	利用日数 (人日/月)		380	378	378	379	379	380
	利用人数 (人/月)		20	19	19	19	19	20
自立訓練（機能訓練）	利用日数 (人日/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用日数 (人日/月)		1	12	13	19	19	30
	利用人数 (人/月)		1	2	2	2	2	3
	うち精神障害者		1	2	2	2	2	3
就労選択支援	利用人数 (人/月)						0	1
就労移行支援	利用日数 (人日/月)		0	19	19	19	38	57
	利用人数 (人/月)		0	1	1	1	2	3
就労継続支援 A 型	利用日数 (人日/月)		19	18	18	18	36	36
	利用人数 (人/月)		1	1	1	1	2	2
就労継続支援 B 型	利用日数 (人日/月)		19	18	18	18	20	20
	利用人数 (人/月)		13	14	15	15	16	16
就労定着支援	利用人数 (人/月)		0	0	0	1	1	2
療養介護	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	利用日数 (人日/月)		30	30	30	30	30	30
	利用人数 (人/月)		30	37	37	38	38	39
短期入所（医療型）	利用日数 (人日/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値

### ③ 見込み量確保の方策

障害のある人が安心して地域で生活ができるまちづくりを推進するため、サービス提供事業所に対して必要な情報を提供し、ニーズに応じた適切な日中活動の場を確保することに努めます。特に、就労移行支援や就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援については、広域的な連携の中で必要なサービスが確保できるよう努めるとともに、関係機関や団体と連携し、雇用先の確保や就労のための継続的な支援の実施に努めます。

## (3) 居住系サービス

### ① サービスの概要

サービス	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

### ② サービスの利用見込み

居住系サービスについては、地域移行が進められる社会潮流や、グループホームの需要等の施設整備状況及び利用実績を踏まえた上で利用人数を見込みます。

サービス名	年度	利用実績 (年度)			利用見込み (年度)		
		令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
自立生活援助	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	うち精神障害者	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数 (人/月)	8	8	8	9	9	10
	うち精神障害者	5	5	5	5	5	6
施設入所支援	利用人数 (人/月)	6	5	5	5	5	4

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

### ③ 見込み量確保の方策

居住系サービスについては、特に共同生活援助（グループホーム）で、親亡き後の生活の場や地域生活への移行の受け皿として、利用者が徐々に増加していくことが見込まれるため、利用ニーズの増加に応じたサービス提供事業所の確保に努めます。また、精神障害者等については、その特性に応じた適切な支援が受けられるよう、サービス提供事業所等と連携した取組を検討します。

また、施設入所支援については、利用ニーズが一定数あり、今後も利用者数は横ばいで推移していくことが想定されます。このため、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、地域生活への移行を勘案の上、サービスを提供する施設と連携を図りながら、施設入所サービスの需要に適切に対応していきます。

## (4) 計画相談支援、地域相談支援

### ① サービスの概要

サービス	内 容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直し（モニタリング）も行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

### ② サービスの利用見込み

相談支援は、地域移行を進めるにあたり障害のある人にとって心の支えとなるサービスであり、必要なサービスを適正に受けるためにも、今後、ニーズは高まることが予想されます。そうした背景やこれまでの実績を踏まえて利用人数を見込みます。

サービス名		年度	利用実績（年度）			利用見込み（年度）		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
計画相談支援	利用人数 (人/月)		43	47	47	50	50	54
地域移行支援	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
うち精神障害者	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用人数 (人/月)		0	1	0	1	1	1
うち精神障害者	利用人数 (人/月)		0	1	0	1	1	1

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値

### ③ 見込み量確保の方策

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援は不可欠であることから、利用者がスムーズに計画相談支援を受けられるよう、引き続き事業所の参入を働きかけ、適切なサービスの利用につなげていきます。

## 4 障害児通所支援等の量の見込みと確保方策

### (1) 障害児指定通所支援

#### ① サービスの概要

サービス	内 容
児童発達支援	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。なお、令和6年4月1日から、これまで医療型で行ってきた治療（リハビリテーション）は児童発達支援センターで行います。
放課後等デイサービス	学校に通学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

#### ② サービスの利用見込み

障害児通所支援については、現在のサービス利用実績を踏まえた上で、サービス利用人数、利用日数を見込みます。

サービス名	年度	利用実績（年度）			利用見込み（年度）		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
児童発達支援	利用日数（人日/月）	0	1	2	5	6	9
	利用人数（人/月）	0	2	3	3	4	6
放課後等デイサービス	利用日数（人日/月）	10	11	4	15	15	15
	利用人数（人/月）	2	1	1	2	2	2
保育所等訪問支援	利用日数（人日/月）	0	0	1	1	1	2
	利用人数（人/月）	0	0	1	1	1	2

サービス名		年度	利用実績（年度）			利用見込み（年度）		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
居宅訪問型児童発達支援	利用日数 (人日/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値

### ③ 見込み量確保の方策

子育てや保育、教育等の関係する機関等や、障害児通所支援等提供事業所との連携を図り、支援の必要な児童に適切なサービスが提供できるように努めます。

## (2) 障害児相談支援

### ① サービスの概要

サービス	内 容
障害児相談支援	障害のある子どもの課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直し（モニタリング）も行います。

### ② サービスの利用見込み

障害児指定通所支援の利用ニーズの増加に伴い、障害児相談支援については、増加傾向で推移していくものと見込みます。

サービス名		年度	利用実績（年度）			利用見込み（年度）		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
障害児相談支援	利用人数 (人/月)		2	2	4	5	6	7

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値

### ③ 見込み量確保の方策

障害児相談支援については、基本的にはすべての利用者が当サービスを受給することが望ましいため、児童の成長に応じた様々な機会や、保護者への周知や情報提供を行い、障害児相談支援の利用を促します。

## 5 地域生活支援事業の整備目標

「地域生活支援事業」とは、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害のある人や家族介護者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本町では、次に示す事業の実施、あるいは実施に向けた取組を進めます。

### (1) 必須事業の推進

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### 【事業の概要】

事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化させます。

##### 【事業の整備目標】

障害のある人の理解に向けて、これまで実施してきた多様な事業を組み合わせ、香取圏域等広域での連携を踏まえて、有効な形での事業実施を図ります。

事業名	年度	実績（年度）			見込み（年度）		
		令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	実施に向けた検討及び体制整備		

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

#### ② 自発的活動支援事業

##### 【事業の概要】

事業名	内 容
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

### 【事業の整備目標】

障害のある人の地域生活の実現に向けて、地域住民や企業等においても障害に対する理解を深めることが大切であることから、様々な場面における、障害や障害のある人への理解促進に向けて事業実施に努めます。

事業名		実績（年度）			見込み（年度）		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	実施に向けた検討及び体制整備		

（注）令和5年度の利用実績は見込み値

### ③ 相談支援事業

#### 【事業の概要】

事業名	内 容
障害者相談支援事業	障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、神崎町地域自立支援協議会により、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を実施し、障害のある人の地域移行や地域定着の調整、権利擁護、虐待防止、地域の関係機関のネットワークを構築します。
地域自立支援協議会	市町村における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関して、中核的な役割を果たすため、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等からの参加を求め、市町村の責任主体として運営します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

### 【事業の整備目標】

障害者相談支援事業や機能強化事業については、これまでと同様、継続して委託事業所と連携、協議していきます。

地域自立支援協議会については、本計画のPDCAサイクルに基づき、計画が本町の現状に即して施行されているかのチェック機構として定期的を開催します。

事業名		年度	実績（年度）			見込み（年度）		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)							
	基幹相談支援センター	実施箇所数 (箇所)						
地域自立支援協議会	実施有無		有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無		有	有	有	有	有	有

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値

### ④ 成年後見制度利用支援事業

#### 【事業の概要】

事業名	内 容
成年後見制度利用支援事業	知的障害のある人や精神障害のある人のうち判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用促進を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

### 【事業の整備目標】

成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援制度については、権利擁護が重要視されている状況を踏まえ、サービスの周知を行い、必要とする方が適切に利用できるよう関係各所と連携をとり、事業実施体制を整備します。

事業名		実績（年度）			見込み（年度）		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
成年後見制度利用支援事業	利用人数（人/年）	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施箇所数（箇所）	0	0	0	1	1	1

（注）令和5年度の利用実績は見込み値

### ⑤ 意思疎通支援事業

#### 【事業の概要】

事業名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声、言語機能に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を設置します。

### 【事業の整備目標】

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、今後もサービスを必要とする利用者が適切に利用できるよう周知に努めます。

事業名		実績（年度）			見込み（年度）		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用人数（人/年）	0	0	0	2	2	2
手話通訳者設置事業	実設置者数（人）	0	0	0	0	0	1

（注）令和5年度の利用実績は見込み値

## ⑥ 手話奉仕員養成・研修事業

### 【事業の概要】

事業名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、音声、言語機能に障害のある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

### 【事業の整備目標】

手話奉仕員養成研修事業の周知を図るとともに、継続的に実施していき、手話通訳者の養成に努めます。

事業名	年度	実績（年度）			見込み（年度）		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
手話奉仕員養成研修事業	登録者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

### 【事業の概要】

事業名	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、入浴、調理、移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計等、在宅療養生活等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装置等、排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅における円滑な生活動作等を支援するため、動作補助用具の給付・貸与や既存住宅の改修費用を助成します。

### 【事業の整備目標】

利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。

障害の状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用促進することで社会的障壁のない共生社会の実現を図ります。

事業名		実績（年度）			見込み（年度）		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
介護・訓練支援用具	利用件数 （件/年）	0	2	1	2	2	2
自立生活支援用具	利用件数 （件/年）	2	2	0	2	2	2
在宅療養等支援用具	利用件数 （件/年）	0	0	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	利用件数 （件/年）	0	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具	利用件数 （件/年）	198	228	228	237	247	257
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	利用件数 （件/年）	1	1	0	1	1	1

（注）令和5年度の利用実績は見込み値

### ⑧ 移動支援事業

#### 【事業の概要】

事業名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

#### 【事業の整備目標】

一定の利用ニーズがあり、今後も利用者数は横ばいで推移することが見込まれることから、引き続き実施体制を整えるとともに、制度の周知を図り、障害のある人の社会参加のための移動支援の充実に努めます。

事業名		実績（年度）			見込み（年度）		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
移動支援事業	実施箇所数 （箇所）	1	2	2	2	2	2
	利用人数 （人/月）	1	2	2	3	4	6
	延利用時間 （時間/月）	1	10	11	7	9	13

（注）令和5年度の利用実績は見込み値

## ⑨ 地域活動支援センター

### 【事業の概要】

事業名	内 容
地域活動支援センター事業	障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。
地域活動支援センターⅠ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。 1日当たりの実利用人員が20名以上。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 1日当たりの実利用人員が15名以上。
地域活動支援センターⅢ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 1日当たりの実利用人員が10名以上。

### 【事業の整備目標】

地域活動支援センターは、作業活動、創作・文化活動、生活上の訓練、社会参加支援、居場所的機能等様々な役割を果たしており、利用者の障害の状態や体調等に応じた利用が可能であることから、日割り報酬を主体とした障害福祉サービスの日中活動事業とは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人を支援する場としての役割を有しています。今後も連携をとりながら、社会参加の場の提供に努めます。

事業名		年度	実績（年度）			見込み（年度）		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1	
	利用人数（人/月）	0	3	3	3	3	3	
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0	0	
	利用人数（人/月）	0	0	0	0	0	0	
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0	0	
	利用人数（人/月）	0	0	0	0	0	0	

（注）令和5年度の利用実績は見込み値

## (2) 任意事業の充実

### ① 日中一時支援事業

#### 【事業の概要】

事業名	内 容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障害のある人等に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

#### 【事業の整備目標】

日中一時支援事業については、関係各所と連絡・連携をとりながら、サービスを必要とする利用者が適切に利用できるよう周知に努めます。

事業名		実績（年度）			見込み（年度）		
		令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
日中一時支援事業	利用人数 (人/年)	7	5	4	5	5	6

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

### ② 自動車運転免許取得・改造助成事業

#### 【事業の概要】

事業名	内 容
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者手帳 1 級から 4 級の所持者又は療育手帳の交付を受けている障害のある人が、社会参加のために必要な自動車運転免許の取得又は自らが運転する自動車の一部改造に要する経費の一部を助成します。

#### 【事業の整備目標】

通院等の外出に際して、車での移動が中心になっている現実を踏まえ、自動車運転免許取得・改造助成事業を必要とする利用者が適切に利用できるよう周知に努めます。

事業名		実績（年度）			見込み（年度）		
		令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用件数 (件/年)	0	0	0	1	1	1

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値

## 6 推進体制

### (1) 住民・事業者・地域等との協働の推進

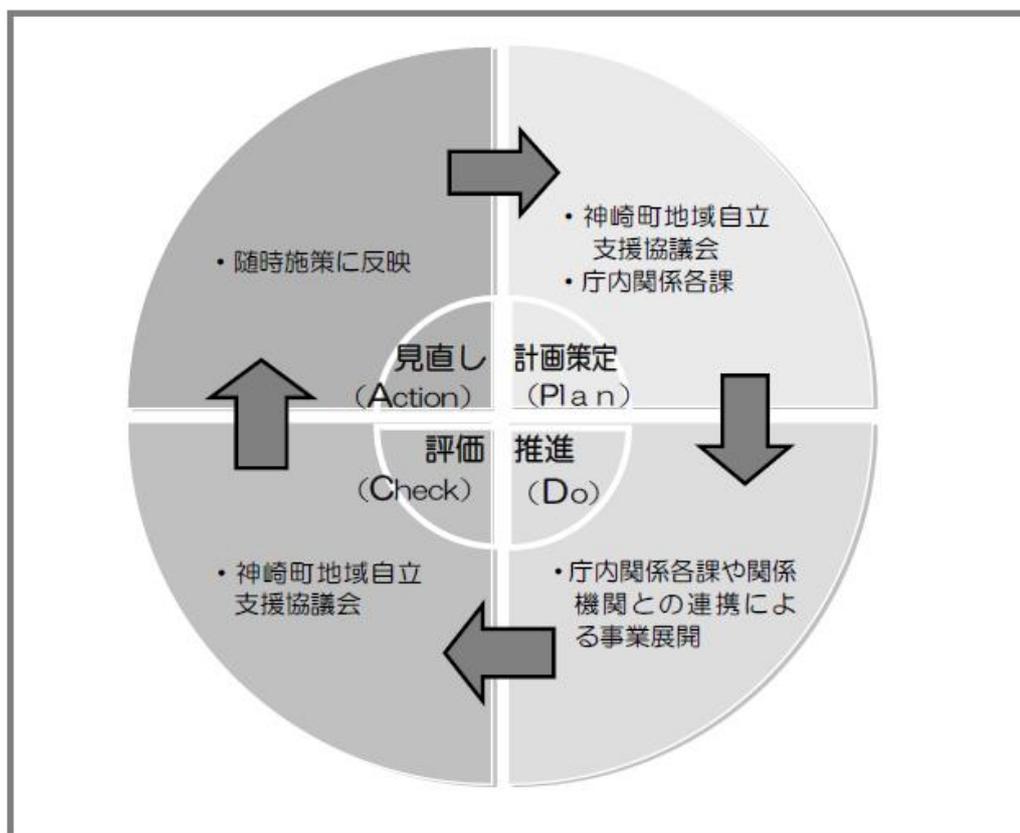
障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

### (2) 個々の障害特性に沿ったきめ細かな相談・支援体制の実施

障害のある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談と、安全安心の支援体制等の充実を図っていきます。

### (3) 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況等について、神崎町地域自立支援協議会に随時意見を求めながら、計画の進捗管理を行います。



# 資料編

## 1 用語集

用語		説明
ア行	NPO	民間非営利組織（Non・Profit・Organization）の略。営利を目的とせずに市民活動や公共的な活動を行う民間組織。
カ行	グループホーム	認知症高齢者や障害のある人等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。
	権利擁護	高齢者や障害のある人等の人権侵害（財産侵害や虐待等）が起きないようにすることや自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり、援助者が代理として、権利やニーズの表明を行うこと。
サ行	自立支援協議会	相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場。
	成年後見制度	財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法等の被害に遭ったりするおそれのある、病気や障害のため判断能力が著しく低下した人を保護し、支援する制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行等を行う。
タ行	地域生活支援事業	障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟に実施する事業。
ハ行	バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
	ピアサポート	ピアとは、「仲間、同輩、対等者」という意味で、障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えること。
	PDCA サイクル	Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法。

用語		説明
(ハ行)	ペアレントトレーニング	環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムのこと。
	ペアレントプログラム	行動の理解、ほめ方、環境調整、不適切な行動への対応等について保護者が学び、グループワークやホームワークを通して実践をするもの。
	ペアレントメンター	メンターとは「信頼のおける仲間」という意味で、発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブックづくり、情報提供等を行う。
ラ行	ライフサポートファイル	障害のある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録したり、関係機関等の支援計画を一冊にまとめたファイルのこと。

## 2 神崎町地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、神崎町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 障害福祉に関する困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 障害者基本計画及び障害福祉計画等の作成等に関すること。
- (5) その他障害福祉に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 教育・雇用関係者
- (4) 障害者団体関係者
- (5) 福祉団体関係者
- (6) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年2月1日から施行する。

第 5 次神崎町障害者基本計画  
第 7 期神崎町障害福祉計画  
第 3 期障害児福祉計画

令和 6 年 3 月

発行 神崎町

編集 神崎町保健福祉課

〒289-0221

千葉県香取郡神崎町神崎本宿 96 番地

(神崎ふれあいプラザ保健福祉館)

TEL 0478-72-1603

FAX 0478-72-1605

E-mail: [hokenfukushi@town.kozaki.chiba.jp](mailto:hokenfukushi@town.kozaki.chiba.jp)